

加入者の医療保険制度等の認知に関する調査 報告書

2019年11月

目次

1	調査の実施概要	3
2	調査結果のポイント	7
3	調査結果	12
(1)	医療機関受診頻度	12
(2)	保険料	15
(3)	健診・保健指導	17
(4)	その他の協会けんぽの取組	23
(5)	医療のかかり方	30
(6)	現金給付	32
(7)	その他事項	34
4	分野ごとの認知率	44
5	支部ごとの認知率	51

1 調査の実施概要

1 調査の実施概要

(1) 調査の目的	協会けんぽ加入者を対象に、保険料や現金給付、健診・保健指導、その他協会けんぽの取組等に関する認知を把握する。
(2) 調査設計	＜調査委託先＞ 株式会社インテージリサーチ ＜調査対象者＞ 株式会社インテージ保有のインターネットモニターのうち、協会けんぽの加入者（事業主・被保険者・被扶養者）。いずれもスクリーニング調査により把握した。 ＜対象者条件＞ 20歳から74歳男女。 ＜対象者数＞ 有効回収数 7,227サンプル
(3) 調査手法	インターネット調査
(4) 調査実施時期	令和元年10月10日～15日

1 調査の実施概要（続き）

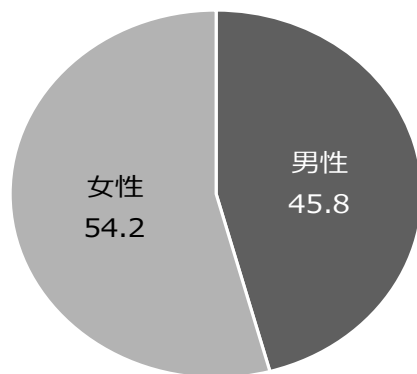
（５）調査内容	● 医療機関受診頻度 ● 保険料（分野①） ● 健診・保健指導（分野②） ● その他の協会けんぽの取組（分野③） ● 医療のかかり方（分野④） ● 現金給付（分野⑤） ● その他事項
（６）報告書の見方	● 本調査において、複数回答のデータにはその旨記載している。特に記載のないデータは単数回答である。 ● 本文および図表中において、選択肢を簡略化して記載している場合がある。詳細は調査票を参照のこと。 ● %の数値は、小数第２位を四捨五入し、小数第１位までを表示している。このため各回答の数値の合計が100%とならない場合がある。

1 調査の実施概要（続き）

（7）回答者基本属性

[2019]

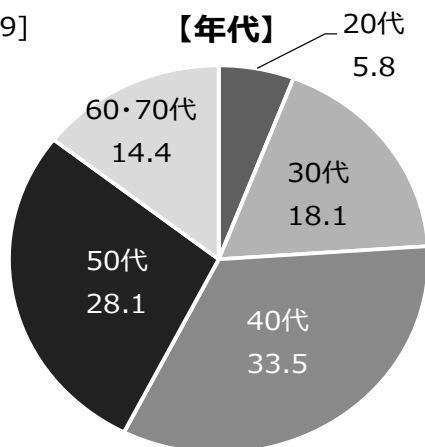
【性別】



	男性	女性
2018年	51.0	49.0

[2019]

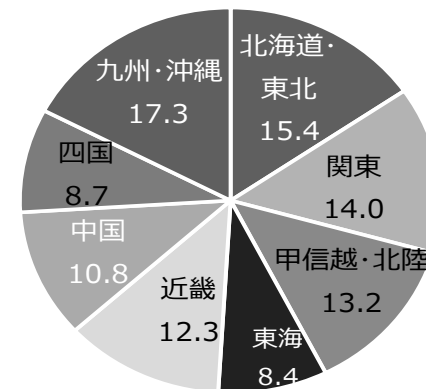
【年代】



	20代	30代	40代	50代	60・70代
2018年	7.6	19.3	29.5	29.0	14.6

[2019]

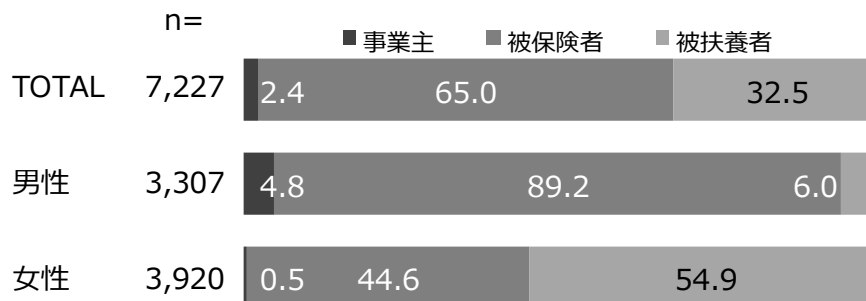
【居住地域】



	北海道・東北	関東	甲信越・北陸	東海
2018年	15.3	13.6	13.5	8.3
	近畿	中国	四国	九州・沖縄
	12.4	11.0	8.7	17.1

[2019]

【加入区分】



2018年	n=	事業主	被保険者	被扶養者
TOTAL	7,200	2.1	65.3	32.6
男性	3,671	3.9	88.4	7.7
女性	3,529	0.1	41.3	58.6

※2019年のグラフはいずれもn=7,227、単位は%
※参考として2018年の値を記載（n=7,200）

2 調査結果のポイント

2 調査結果のポイント 1/4

【全体の傾向】

- ✓ 5つの分野ごとの平均認知率（全項目：45～46ページ参照）をみると、高い順から、分野⑤現金給付（57.6%）、分野④医療のかかり方（54.2%）分野②健診・保健指導（48.6%）、分野③その他の協会けんぽの取組（44.3%）、分野①保険料（27.8%）となっている。
- ✓ 前年との推移を共通項目に絞ってみると（47～50ページ参照）、分野①保険料を除き、前年より認知率が高くなっている。

【認知率が高い分野：④医療のかかり方、⑤現金給付】

- ✓ ④医療のかかり方（54.2%）、⑤現金給付について（57.6%）、と認知率がそれぞれ半数を超えている。
- ✓ 特に、④では、「夜間・休日診療で割増料金がかかること」（75.0%）、「紹介状なしで大病院を受診すると特別料金が加算されるケースがあること」（54.9%）が高い。また、⑤では、「高額療養費」（80.1%）が高い。
- ✓ また、⑤では、「出産育児一時金」（男性：53.0%、女性：74.1%）、「出産手当金」（男性：43.7%、女性61.1%）と、女性に比べ男性の認知率が約2割低い。
 - 直接的に加入者へのメリット・デメリットとなるため、認知率が高い傾向にあると考えられる。
 - 特に、被扶養者の認知率が他の分野と比べて高く、関心が高いことがうかがえる。
 - ⑤のうち、出産に関連する給付では、男性の認知率向上が課題である。

➔ **引き続き広報等を通じて認知率の維持・向上を図ることが重要である。**

2 調査結果のポイント 2/4

【認知率が低い分野：②健診・保健指導、③その他の協会けんぽの取組】

- ✓ ②健診・保健指導については、5割弱の認知率である。
- ✓ ②では、「協会けんぽの健診の費用補助」は66.3%と高いが、「重症化予防のために受診勧奨の文書を送付していること」は27.5%と低く、さらなる認知率向上が求められる。
- ✓ また、②では、被保険者向けの生活習慣病予防検診は、高い順に、事業主（68.9%）、被保険者（54.9%）、被扶養者（44.2%）である。一方、被扶養者向けの特定健康診査は、高い順に、被扶養者（56.8%）、事業主（54.8%）、被保険者（40.0%）である。
 - 健診対象者の認知率は高く、健診対象でない方の認知率は低い傾向がうかがえる。
 - 健診対象ではない場合でも、家族間での情報共有等が期待されるため、認知率の向上が必要である。
- ✓ ③その他の協会けんぽの取組については、4割程度の認知率である。
- ✓ ③では、ジェネリック医薬品はいずれも8割を超える高い認知率であるが、インセンティブ制度およびコラボヘルスはいずれも1割未満と認知率が非常に低い。
- ✓ 一方で、インセンティブ制度への関心は全体の2割が示しており、6割は「どちらとも言えない」と回答している。
- ✓ また、インセンティブ制度認知後の行動の変化をみると、「行動が変わった」、「今後、行動を変えるつもりである」の合計が約5割である。特に、被扶養者は「行動が変わった」が19.8%と事業主、被保険者に比べて高い。
 - ジェネリック医薬品の認知率は着実に向上しており、ジェネリック医薬品の選択を促すことが重要である。
 - インセンティブ制度に関する認知度は低い現状にあるが、全体の2割は関心を示しており、認知後は行動変容が期待されることから、「どちらとも言えない」との回答者の関心を醸成していくことが肝要である。

2 調査結果のポイント 3/4

【認知率が低い分野（続き）：①保険料】

- ✓ ①保険料は27.8%と認知率が最も低い。
- ✓ ①では、事業主、被保険者、被扶養者の順で認知率が下がる傾向にある。
 - 普段の生活では意識する機会が少ない基本的な制度の知識を問うているためか、認知率は低い。
- ➔ ②健診・保健指導、③その他の協会けんぽの取組は、協会けんぽの中心的な取組内容であるため、さらなる広報活動等により認知率を上げることが求められる。
 - ➔ 認知率の高い項目は、情報活用や行動変容の促進につなげることが重要
 - ➔ 直接のターゲット層以外の認知率を向上させることで、相互の関心を高める方策を検討、実施することが重要
- ➔ 特に、③では、インセンティブ制度の認知率が低いため、向上策が不可欠である。認知率の向上によって、関心を高め、行動変容につながることが期待される。
- ➔ ①保険料の制度の認知率については、直接の向上策だけでなく、②③の認知率を上げることが、理解・認知促進につながると考えられる。

2 調査結果のポイント 4/4

【その他事項（主に広報活動）に関する傾向】

- ✓ 情報を得やすい情報収集の手段としては、広報誌、ホームページ、事業所における各個人への通知や情報誌等の配布、がそれぞれ2割を超えている。
- ✓ メールマガジン・SNSの登録については、それぞれ3割弱が登録を希望している。事業主では、メールマガジンの登録希望が約4割と高い。
- ✓ 登録したいSNSの種類は、事業主、被保険者、被扶養者いずれもLINEが8～9割と高い。

➔ 広報の基盤となる、広報誌、ホームページでの情報提供に引き続き注力が必要である。

➔ 同時に、事業主向けにはメールマガジン、被扶養者・被保険者にはLINEを活用した情報提供も有効であると考えられる。

➔ 情報収集を行っていない層、無関心層へのアプローチ等に活用

- ✓ 健康づくりのために必要な情報としては、流行病の情報および現金給付の種類、申請方法についてが、それぞれ約4割と高くなっている。各項目の差が比較的小さい。
- ✓ 協会けんぽの広報への満足点・不満点はともに「特にない」が6～7割と高い。

➔ 幅広い情報が必要とされており、それらを、上記媒体を活用して広報していくことが重要である。

3 調査結果

(1)医療機関受診頻度

(2)保険料

(3)健診・保健指導

(4)その他の協会けんぽの取組

(5)医療のかかり方

(6)現金給付

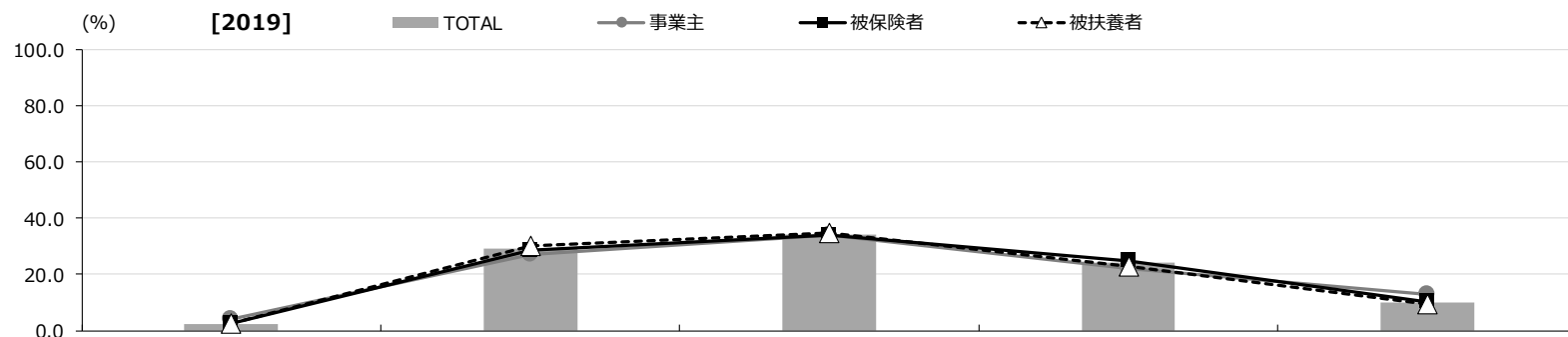
(7)その他事項

（１）医療機関の受診頻度 ＜自身＞

問 1 - 1 あなた自身は昨年 1 年間（平成30年中）に、どのくらいの頻度で医療機関を受診しましたか。
（回答はそれぞれ1つずつ）

- ◆ 自身が受診した頻度としては、「数ヶ月に 1 ～ 2 回ほど受診した」が34.2%、事業主33.9%、被保険者33.8%、被扶養者34.9%と最も高くなっている。
- ◆ 次に「ほぼ毎月医療機関を受診した」が29.2%、事業主27.1%、被保険者28.7%、被扶養者30.2%となっている。
- ◆ 「昨年1年間は医療機関を受診しなかった」は9.9%、事業主13.0%、被保険者10.0%、被扶養者9.5%となっている。

前年
比較 前年は該当設問無し



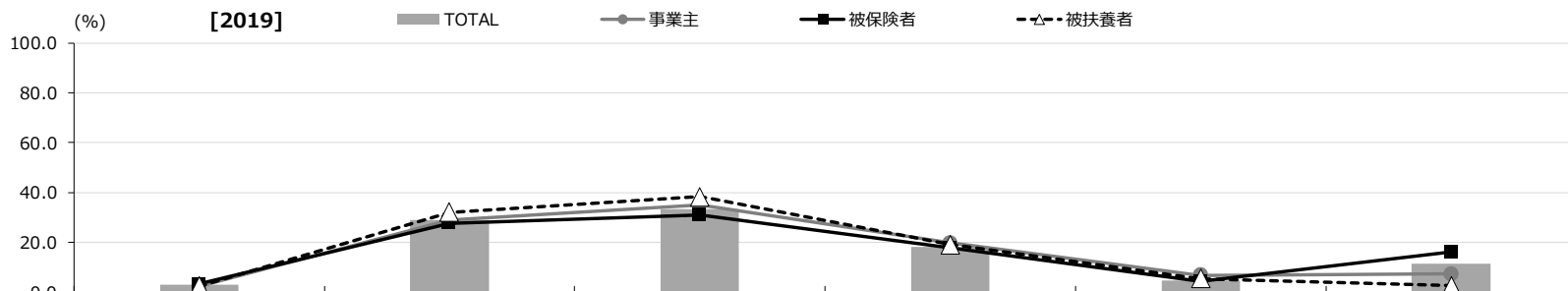
	n=	ほぼ毎週医療機関を受診した		ほぼ毎月医療機関を受診した		数ヶ月に1～2回ほど受診した		年に1～2回ほど受診した		昨年1年間は医療機関を受診しなかった	
		2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
TOTAL	7,227	2.5	-	29.2	-	34.2	-	24.2	-	9.9	-
事業主	177	4.0	-	27.1	-	33.9	-	22.0	-	13.0	-
被保険者	4,700	2.5	-	28.7	-	33.8	-	24.9	-	10.0	-
被扶養者	2,350	2.5	-	30.2	-	34.9	-	23.0	-	9.5	-

（１）医療機関の受診頻度 ＜家族＞

問 1 - 2 同居する家族は昨年1年間（平成30年中）に、どのくらいの頻度で医療機関を受診しましたか。
（回答はそれぞれ1つつ）

- ◆ 同居する家族の受診頻度も「数か月に1～2回ほど受診した」が33.5%、事業主35.0%、被保険者31.1%、被扶養者38.3%と最も高くなっている。
- ◆ 次いで「ほぼ毎月医療機関を受診した」が29.1%、事業主28.8%、被保険者27.7%、被扶養者32.0%となっている。
- ◆ 「昨年1年間は医療機関を受診しなかった」は4.7%、事業主6.8%、被保険者4.3%、被扶養者5.5%となっている。

前年
比較 前年は該当設問無し



	n=	ほぼ毎週医療機関を受診した		ほぼ毎月医療機関を受診した		数か月に1～2回ほど受診した		年に1～2回ほど受診した		昨年1年間は医療機関を受診しなかった		同居する家族はいない	
		2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
TOTAL	7,227	3.0	-	29.1	-	33.5	-	18.2	-	4.7	-	11.4	-
事業主	177	2.3	-	28.8	-	35.0	-	19.8	-	6.8	-	7.3	-
被保険者	4,700	3.3	-	27.7	-	31.1	-	17.7	-	4.3	-	16.0	-
被扶養者	2,350	2.5	-	32.0	-	38.3	-	19.1	-	5.5	-	2.6	-

3 調査結果

(1)医療機関受診頻度

(2)保険料

(3)健診・保健指導

(4)その他の協会けんぽの取組

(5)医療のかかり方

(6)現金給付

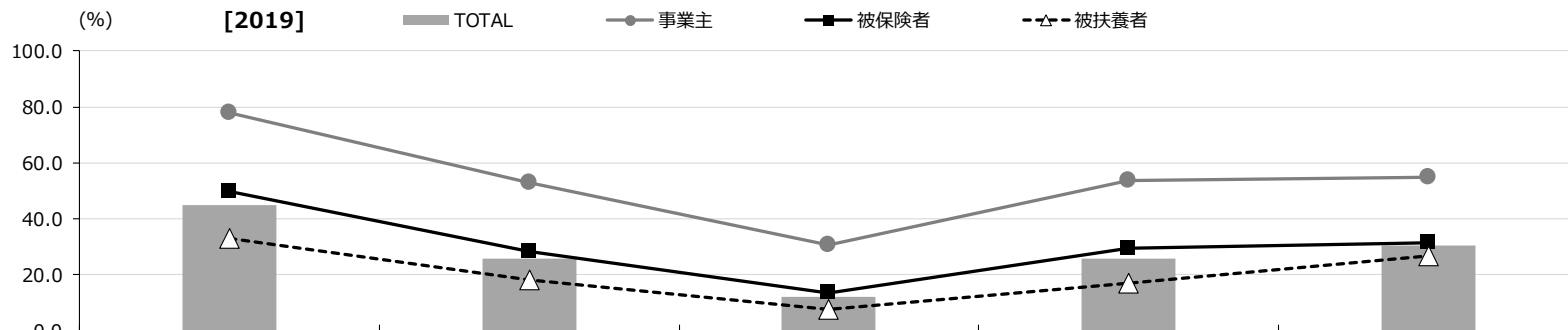
(7)その他事項

(2) 保険料率等に関する認知

問2 以下の健康保険の保険料率等に関する内容を、あなたはご存知ですか。(回答はそれぞれ1つずつ) (※1)

- ◆ 「ご自身が働いている事業所が、あなたを含め従業員全体をまとめて、協会の都道府県支部に加入していること」の認知率は45.0%、事業主78.0%、被保険者49.7%、被扶養者33.1%と最も高くなっている。
- ◆ 「あなた自身が加入している協会けんぽの支部の保険料率が何%か」の認知率は12.1% (前年12.9%)、事業主30.5% (前年32.0%)、被保険者13.5% (前年14.9%)、被扶養者7.8% (前年7.9%) と最も低くなっている。

前年比較 □「協会けんぽの保険料率は毎年見直されていること」の認知率が事業主、被保険者、被扶養者ともにやや落ちている。
□ 前年と同じその他の設問に関しては、認知率はほぼ横ばいである。



あなたは、ご自身が働いている事業所が、あなたを含め従業員全体をまとめて、協会の都道府県支部に加入していることをご存知ですか		協会の保険料を負担いただいておりますが、協会けんぽの保険料率は、医療費の地域差を反映して、加入している支部ごとに異なることをご存知ですか(※2)		あなた自身が加入している協会けんぽの支部の保険料率が何%か、ご存知ですか(※3)		協会けんぽの保険料率は毎年見直されていることを、ご存知ですか(※4)		協会の保険料は主に医療費に使われていますが、保険料率の上昇を抑えるため、協会けんぽが加入者の皆様の健康づくり等に取り組んでいることを、あなたはご存知ですか	
n=()は2018		2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
TOTAL	7,227(7,200)	45.0	-	25.6	25.6	12.1	12.9	25.9	34.0
事業主	177(150)	78.0	-	53.1	56.0	30.5	32.0	53.7	69.3
被保険者	4,700(4,700)	49.7	-	28.4	28.9	13.5	14.9	29.3	39.1
被扶養者	2,350(2,350)	33.1	-	18.0	17.1	7.8	7.9	16.9	21.5

※1 2018年(Q1) 以下の医療保険の保険料率等に関する内容をあなたはご存じですか。

※2 2018年(Q1-2) 協会けんぽの保険料率は、医療費の地域差を反映して、加入している支部ごとに異なること

※3 2018年(Q1-4) あなた自身が加入している協会けんぽの支部の保険料率が何%か

※4 2018年(Q1-1) 協会けんぽの保険料率は毎年見直されていること

3 調査結果

(1)医療機関受診頻度

(2)保険料

(3)健診・保健指導

(4)その他の協会けんぽの取組

(5)医療のかかり方

(6)現金給付

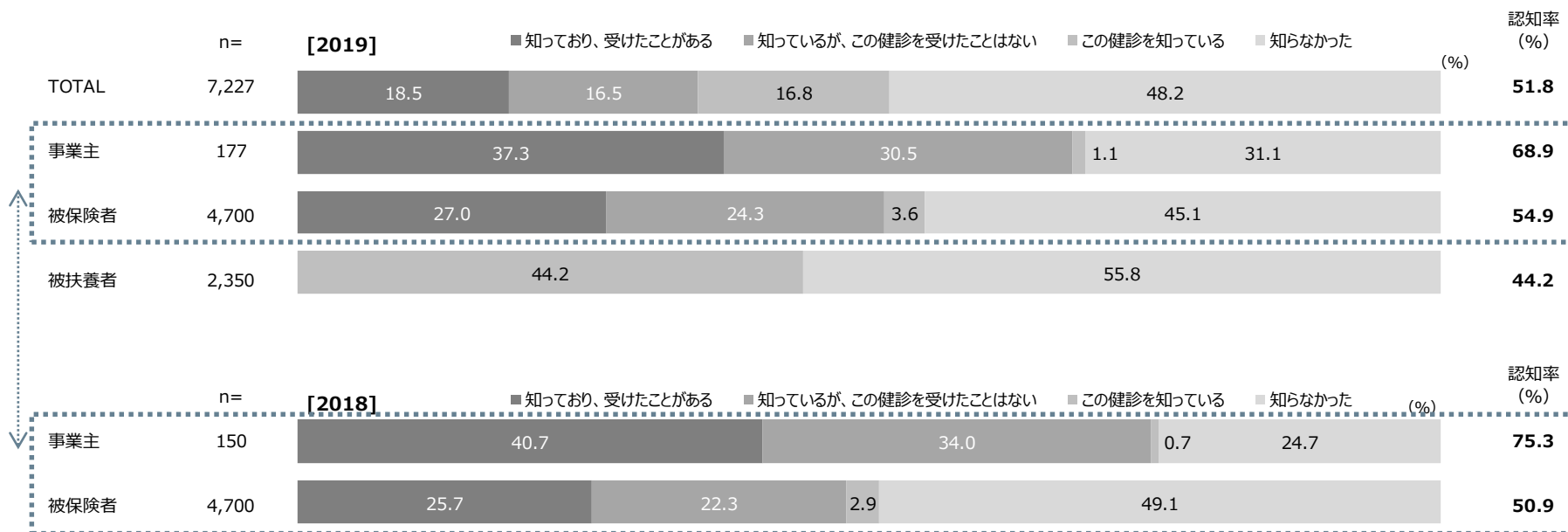
(7)その他事項

(3) ①協会けんぽの健診認知 ＜生活習慣病予防検診＞

問3_1 協会けんぽでは、35歳以上の被保険者向けの健診として「生活習慣病予防健診」を実施しています。
あなたは、この健診をご存知ですか。（回答はそれぞれ1つずつ）（※1）

◆ 「生活習慣病予防検診」の認知率（※2）は51.8%、事業主68.9%（前年75.3%）、被保険者54.9%（前年50.9%）、被扶養者44.2%となっており、全体の約半数が認知している。

前年比較 □「生活習慣病予防検診」の認知率は、前年に比べると事業主はやや減少し、被保険者はやや増加している。
□「知っており、受けたことがある」は、事業主、被保険者ともにほぼ横ばいである。



※1 2018年(Q5)は、事業主・被保険者のみに聴取

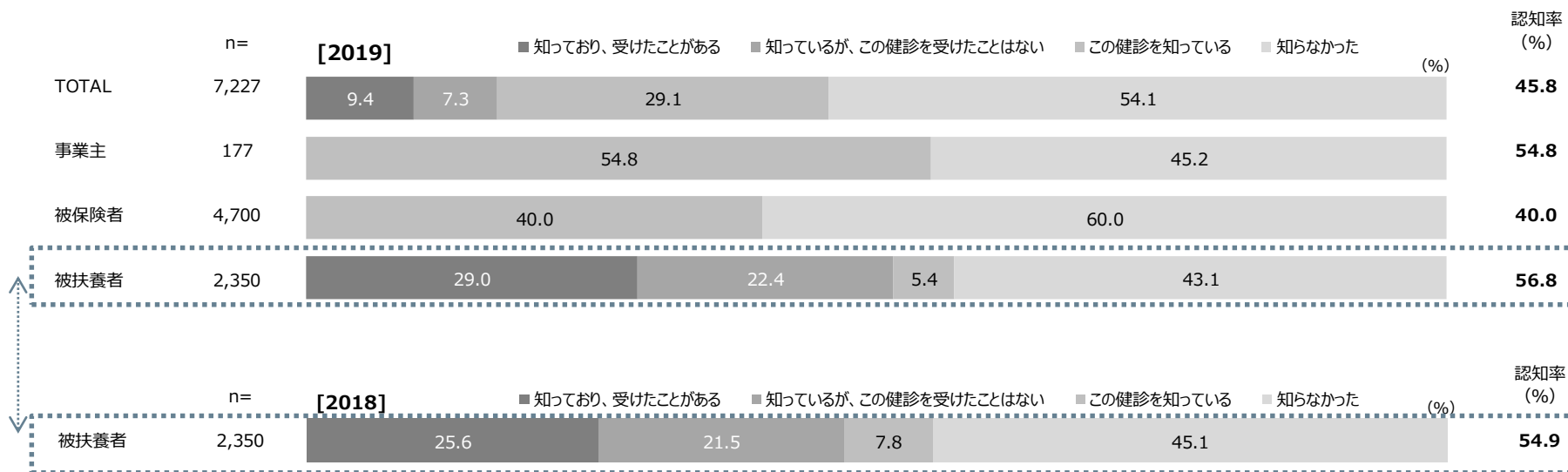
※2 「知っており、受けたことがある」、「知っているが、この健診を受けたことはない」、「この健診を知っている」の合計を認知率として計算

(3) ①協会けんぽの健診認知 ＜特定健康診査＞

問3_2 協会けんぽでは、被扶養者向けの健診として「特定健康診査」を実施しています。あなたは、この健診をご存知ですか。（回答はそれぞれ1つずつ）（※1）

- ◆ 「特定健康診査」の認知率（※2）は45.8%、事業主54.8%、被保険者40.0%、被扶養者56.8%（前年54.9%）となっている。
- ◆ 被扶養者は、「知っており、受けたことがある」が29.0%（前年25.6%）となっている。

前年比較 □「特定健康診査」の被扶養者の認知率は、ほぼ横ばいである。



※1 2018年(Q5)は、被扶養者のみに聴取

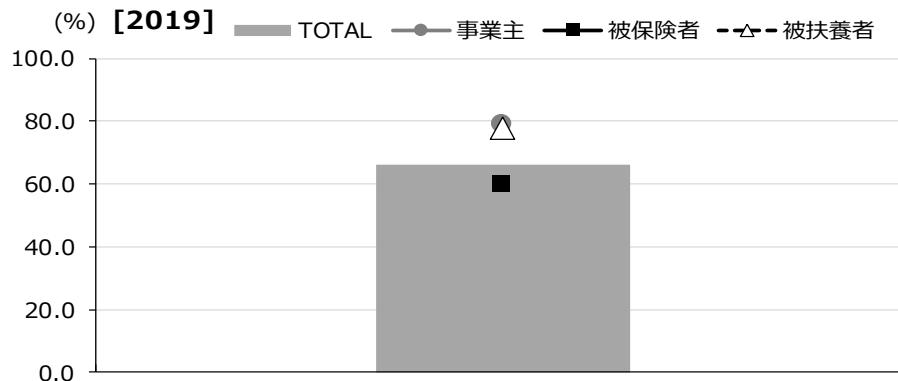
※2 「知っており、受けたことがある」、「知っているが、この健診を受けたことはない」、「この健診を知っている」の合計を認知率として計算

(3) ②協会けんぽの費用補助の認知

問4 協会けんぽの健診（生活習慣病予防健診、特定健康診査）を受診する場合、協会けんぽから健診費用の補助があることを、あなたはご存知ですか。（回答は1つ）【対象：いずれかの健診認知者】

◆ 「協会けんぽの健診（生活習慣病予防健診、特定健康診査）を受診する場合、協会けんぽから健診費用の補助があること」の認知率は66.3%、事業主79.1%、被保険者59.8%、被扶養者77.8%となっている。

前年比較 □ 「協会けんぽから健診費用の補助があること」の認知率は、昨年に比べると事業主、被保険者、被扶養者いずれも大きく向上している。



協会けんぽの健診（生活習慣病予防健診、特定健康診査）を受診する場合、協会けんぽから健診費用の補助があることを、あなたはご存知ですか。

	n=()は2018	2019年	2018年（※1）	2018年（※2）
TOTAL	4,234(3,794)	66.3	40.3	50.4
事業主	129(113)	79.1	53.1	52.2
被保険者	2,712(2,391)	59.8	39.6	41.4
被扶養者	1393(1,290)	77.8	-	67.1

※1 2018年(Q6-3)被保険者が生活習慣病予防健診を受診する場合、協会けんぽから費用補助があり、約7千円の自己負担で受診できること(事業主及び被保険者)

※2 2018年(Q6-4)被扶養者が特定健康診査を受診する場合、健診機関が定める費用から協会けんぽの補助する金額を差し引いた額が自己負担額となること

(3) ③協会けんぽの取組内容の認知

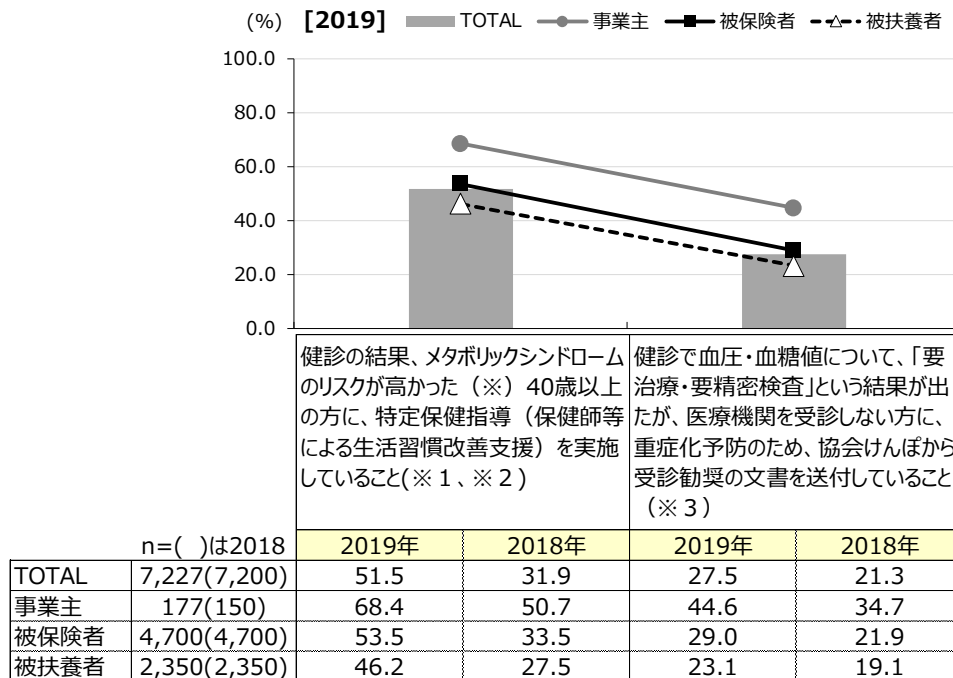
問5 協会けんぽでは、健診に関して以下のことを行っています。あなたはこの内容をご存知ですか。
(回答はそれぞれ1つずつ)

◆ 「特定保健指導（保健師等による生活習慣改善支援）を実施していること」の認知率は51.5%（前年31.9%）、事業主68.4%（前年50.7%）、被保険者53.5%（前年33.5%）、被扶養者46.2%（前年27.5%）となっている。

前年比較

□「特定保健指導（保健師等による生活習慣改善支援）を実施していること」の認知率は、前年に比べると事業主、被保険者、被扶養者いずれも大きく向上している。

□「重症化予防のため、協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること」の認知率は、前年に比べると事業主、被保険者、被扶養者いずれもやや高くなっている。



※1 2018年（Q7-1）健診の結果、メタボリックシンドローム（メタボ）のリスクが高かった40歳以上の方に、特定保健指導（保健師等による生活習慣改善のアドバイス等）を実施していること

※2 2019年メタボリックシンドロームについての詳細な注釈を記載

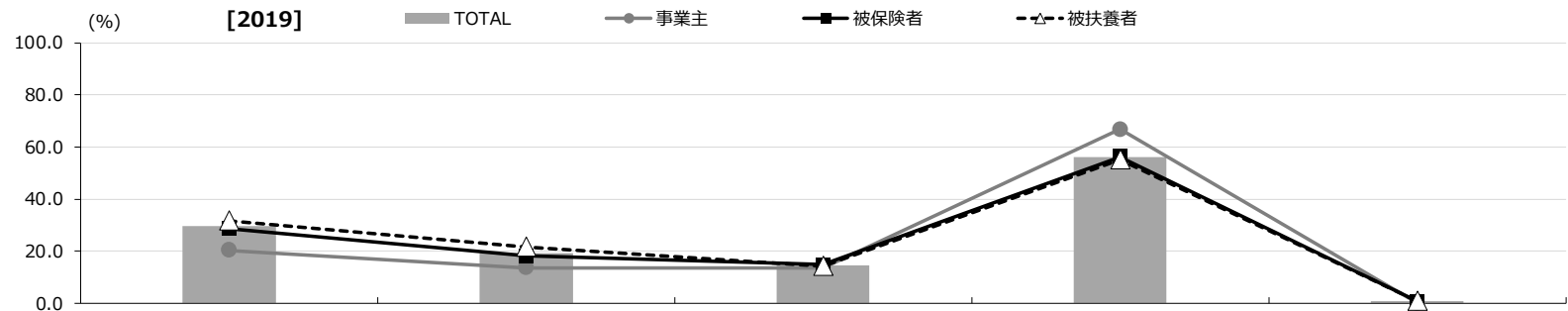
※3 2018年（Q7-5）健診で血圧値・血糖値が「要治療・要精密検査」とされたのに医療機関を受診しない方に、重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること

(3) ④健診に関してわかりにくいと感じること

問6 あなたは以下の項目について、わかりにくいと感じたことや困っていることがありましたか。(複数回答) (※1)

- ◆ 「特にわかりにくいと感じたことや困ったことはない」が56.1% (前年48.1%)、事業主66.7% (前年53.3%)、被保険者56.1% (前年47.6%)、被扶養者55.2% (前年48.9%)と最も高くなっている。
- ◆ 次に、「健診にかかる費用負担はどのようにになっているのか」が29.5% (前年34.8%)、事業主20.3% (前年31.3%)、被保険者28.7% (前年34.6%)、被扶養者31.7% (前年35.6%)となっている。

前年比較 □「特にわかりにくいと感じたことや困ったことはない」と回答している人が前年も最も高かったが、本年は、更に増加している。



	n=()は2018	健診の申込みはどのように行った らよいのか		健診にかかる費用負担はどのよ うになっているのか		健診結果はどのように見れば よいのか		特にわかりにくいと感じたことや 困ったことはない		その他	
		2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
TOTAL	7,227(7,200)	19.2	31.6	29.5	34.8	14.6	18.0	56.1	48.1	0.7	0.4
事業主	177(150)	13.6	28.0	20.3	31.3	13.6	12.7	66.7	53.3	0.0	0.7
被保険者	4,700(4,700)	18.1	31.6	28.7	34.6	14.8	18.9	56.1	47.6	0.7	0.2
被扶養者	2,350(2,350)	21.7	31.7	31.7	35.6	14.2	16.6	55.2	48.9	0.8	0.7

※1 2018年(Q8) あなたは以下に挙げる項目について、わかりにくいと感じたことや困っていることがありましたか。具体的にご記入ください。

3 調査結果

(1)医療機関受診頻度

(2)保険料

(3)健診・保健指導

(4)その他の協会けんぽの取組

(5)医療のかかり方

(6)現金給付

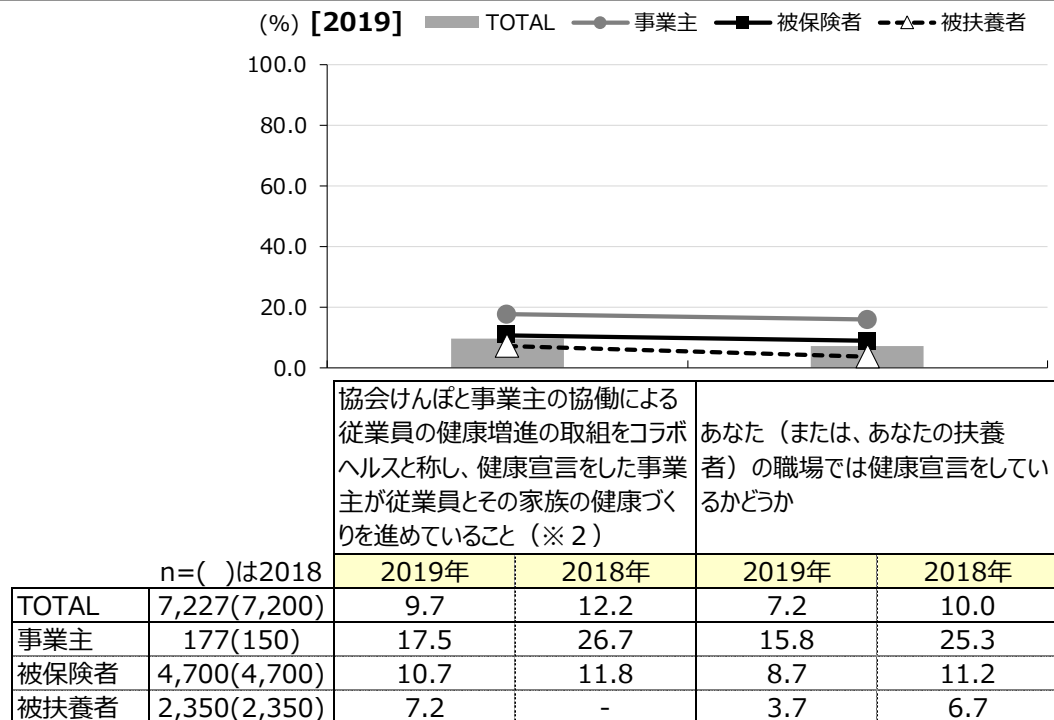
(7)その他事項

(4) ①その他の協会けんぽの取組認知 ＜コラボヘルス＞

問7 健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたはご存知ですか。（回答はそれぞれ1つずつ）（※1）

- ◆ 「協会けんぽと事業主の協働による従業員の健康増進の取組をコラボヘルスと称し、健康宣言をした事業主が従業員とその家族の健康づくりを進めていること」の認知率は9.7%（前年12.2%）、「あなた（または、あなたの扶養者）の職場では健康宣言をしているかどうか」の認知率は7.2%（前年10.0%）といずれもやや低下している。

前年比較 □ いずれの設問も、昨年に比べるとやや低下している。



※1 2018年(Q9) 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたはご存知ですか。

※2 2018年(Q9-6) 協会けんぽと事業主の協働による従業員の健康増進に向けた取組をコラボヘルスと称し、健康宣言をした事業主が、従業員とその家族の健康づくりを進めていること

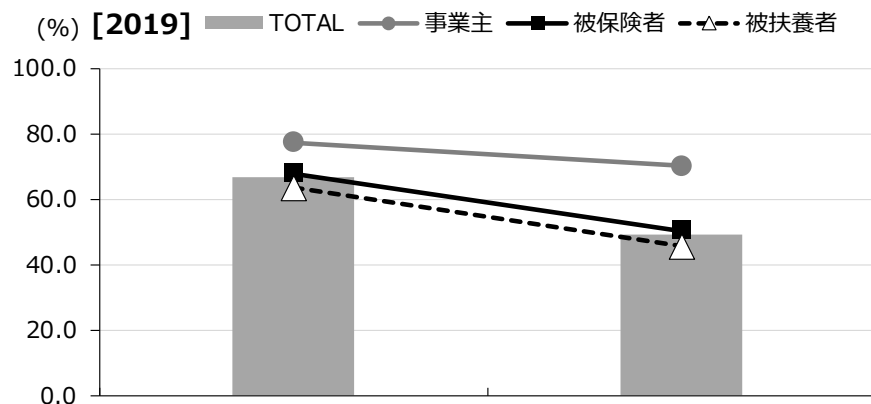
(4) ①その他の協会けんぽの取組認知

<医療費通知>

問7 健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたはご存知ですか。（回答はそれぞれ1つずつ）（※1）

- ◆ 「年1回『医療費のお知らせ』（医療費通知）を送付していること」の認知率は66.7%（前年44.2%）、事業主77.4%（前年64.7%）、被保険者67.9%（前年45.2%）、被扶養者63.5%（前年40.8%）といずれも6割超が認知している。
- ◆ 「この医療費通知は、確定申告（医療費控除の申告手続き）において医療費等の明細書として使用できること」の認知率は49.3%（前年28.5%）、事業主70.1%（前年48.0%）、被保険者50.4%（前年29.8%）、被扶養者45.6%（前年24.6%）と向上している。

前年比較 □ 「年1回『医療費のお知らせ』（医療費通知）を送付していること」、「確定申告（医療費控除の申告手続き）において医療費等の明細書として使用できること」はいずれも大きく増加している。特に、被保険者、被扶養者の認知率が高まっている。



n=()は2018		協会けんぽから、健康保険で診療を受けた加入者を対象に、年1回「医療費のお知らせ」（医療費通知）を送付していること		この医療費通知は、確定申告（医療費控除の申告手続き）において医療費等の明細書として使用できること（その場合、領収書の添付は不要）	
		2019年	2018年	2019年	2018年
TOTAL	7,227(7,200)	66.7	44.2	49.3	28.5
事業主	177(150)	77.4	64.7	70.1	48.0
被保険者	4,700(4,700)	67.9	45.2	50.4	29.8
被扶養者	2,350(2,350)	63.5	40.8	45.6	24.6

※1 2018年(Q9) 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたはご存知ですか。

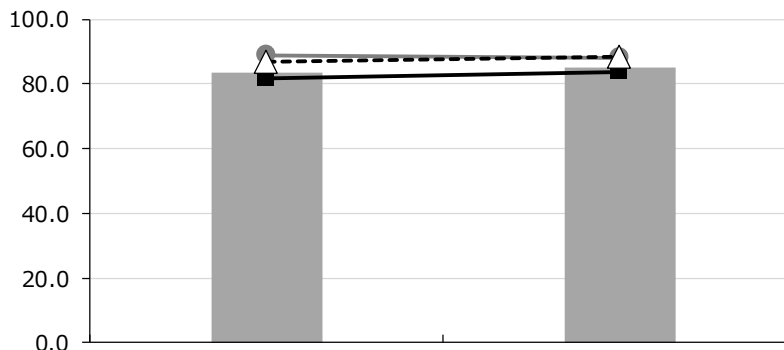
(4) ①その他の協会けんぽの取組認知 <ジェネリック医薬品>

問7 健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたはご存知ですか。(回答はそれぞれ1つずつ)
 (※1)

- ◆ 「ジェネリック医薬品は先発医薬品と効き目や安全性が同等であると国が認可した薬であること」の認知率は83.4% (前年61.6%)、事業主88.7% (前年70.7%)、被保険者81.6% (前年60.5%)、被扶養者86.7% (前年63.2%)といずれも高い認知率を示している。
- ◆ 「ジェネリック医薬品は先発医薬品と比べ3～5割程度薬代が安くなること」の認知率も85.2% (前年62.9%) 事業主88.1% (前年69.3%)、被保険者83.6% (前年61.5%)、被扶養者88.3% (前年65.2%)といずれも8割を超えている。

前年比較 □「ジェネリック医薬品」に関しては、前年が事業主、被保険者、被扶養者ともに、いずれの設問も6～7割の認知率であったのに対し、本年は8割を超える値に増加している。

(%) [2019] TOTAL 事業主 被保険者 被扶養者



		ジェネリック医薬品は先発医薬品と効き目や安全性が同等であると国が認可した薬であること		ジェネリック医薬品は先発医薬品と比べ3～5割程度薬代が安くなること	
n=()は2018		2019年	2018年	2019年	2018年
TOTAL	7,227(7,200)	83.4	61.6	85.2	62.9
事業主	177(150)	88.7	70.7	88.1	69.3
被保険者	4,700(4,700)	81.6	60.5	83.6	61.5
被扶養者	2,350(2,350)	86.7	63.2	88.3	65.2

※1 2018年(Q9) 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたはご存知ですか。

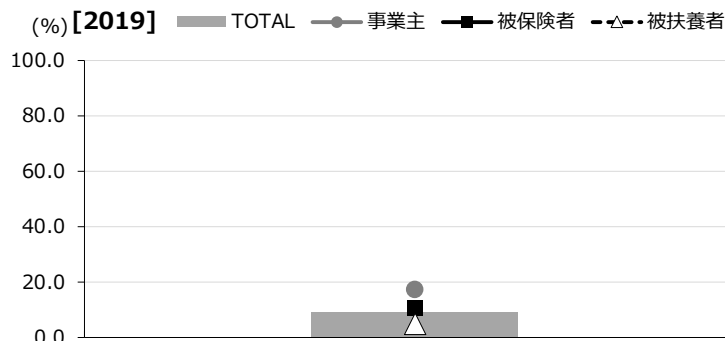
(4) ①その他の協会けんぽの取組認知 ＜インセンティブ制度＞

問7 健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたはご存知ですか。（回答はそれぞれ1つずつ）
（※1）

- ◆ 「協会けんぽでは、健康づくりや予防など医療費の適正化につながる加入者及び事業主の行動や取組を、都道府県支部ごとに評価し、その結果が良好な支部については、報奨金により保険料率を若干軽減する仕組みである『インセンティブ制度』がスタートしていること」の認知率は8.7%（前年12.0%）、事業主16.9%（前年22.0%）、被保険者10.3%（前年12.8%）、被扶養者4.9%（前年9.8%）となっている。

前年
比較

□ 前年と比較すると、認知率が低下している。



協会けんぽでは、健康づくりや予防など医療費の適正化につながる加入者及び事業主の行動や取組を、都道府県支部ごとに評価し、その結果が良好な支部については、報奨金により保険料率を若干軽減する仕組みである「インセンティブ制度」がスタートしていること（※2）

	n=()は2018	2019年	2018年
TOTAL	7,227(7,200)	8.7	12.0
事業主	177(150)	16.9	22.0
被保険者	4,700(4,700)	10.3	12.8
被扶養者	2,350(2,350)	4.9	9.8

※1 2018年(Q9) 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたはご存知ですか。

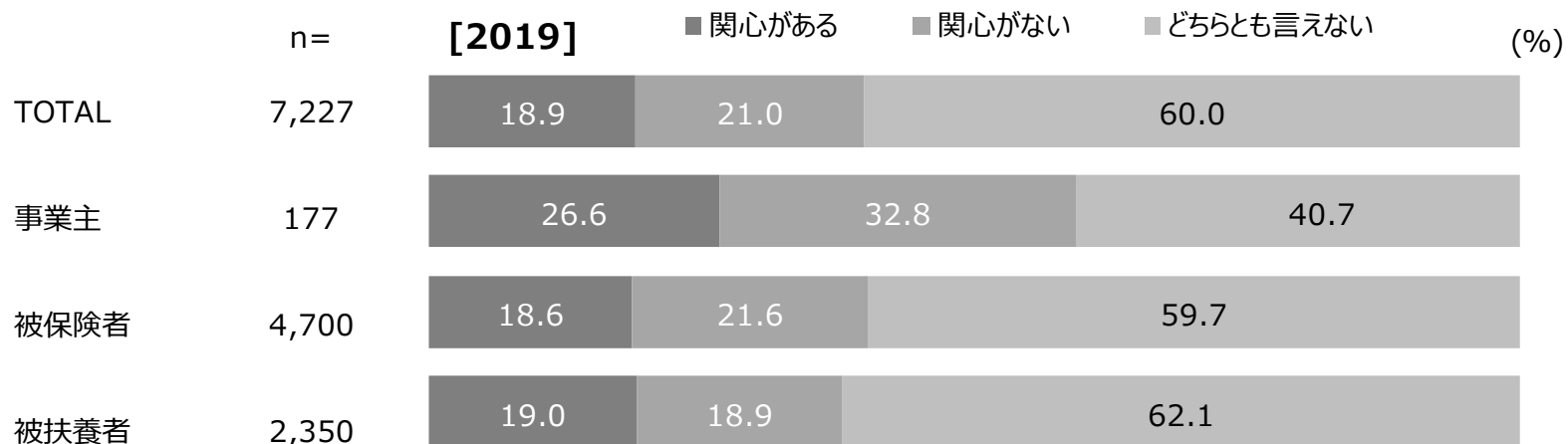
※2 2018年(Q9-18) 協会けんぽでは、特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、ジェネリック医薬品使用割合等の取組の結果を反映し、各支部の保険料率の差を設ける形で、インセンティブを付与する新たな仕組みがスタートしていること

(4) ②インセンティブ制度への関心

問 8 インセンティブ制度に関心がありますか。(回答は1つ)

◆ 「インセンティブ制度」への関心は18.9%、事業主26.6%、被保険者18.6%、被扶養者19.0%となっている。なお、「どちらとも言えない」が60.0%、事業主40.7%、被保険者59.7%、被扶養者62.1%といずれも高い値を示している。

前年
比較 前年は該当設問無し



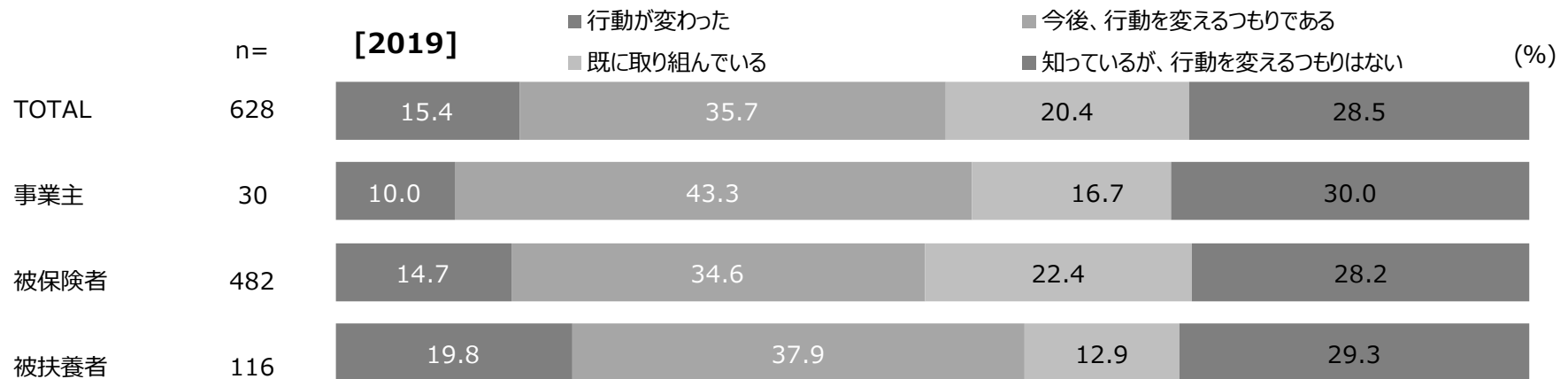
(4) ③インセンティブ制度認知後の行動の変化

問9 インセンティブ制度の内容を知って、「健診を受ける」、「保健指導を受ける」、「ジェネリック医薬品を使う」など、いずれか1つでも取り組むよう、行動が変わりましたか。(回答は1つ)【対象：インセンティブ制度認知者】

- ◆ インセンティブ制度の認知後、「行動が変わった」と回答した人は15.4%、事業主10.0%、被保険者14.7%、被扶養者19.8%となっており、「今後、行動を変えるつもりである」と回答した人は35.7%、事業主43.3%、被保険者34.6%、被扶養者37.9%となっている。
- ◆ 一方「知っているが、行動を変えるつもりはない」と回答している人は28.5%、事業主30.0%、被保険者28.2%、被扶養者29.3%となっている。

前年
比較

前年は該当設問無し



3 調査結果

(1)医療機関受診頻度

(2)保険料

(3)健診・保健指導

(4)その他の協会けんぽの取組

(5)医療のかかり方

(6)現金給付

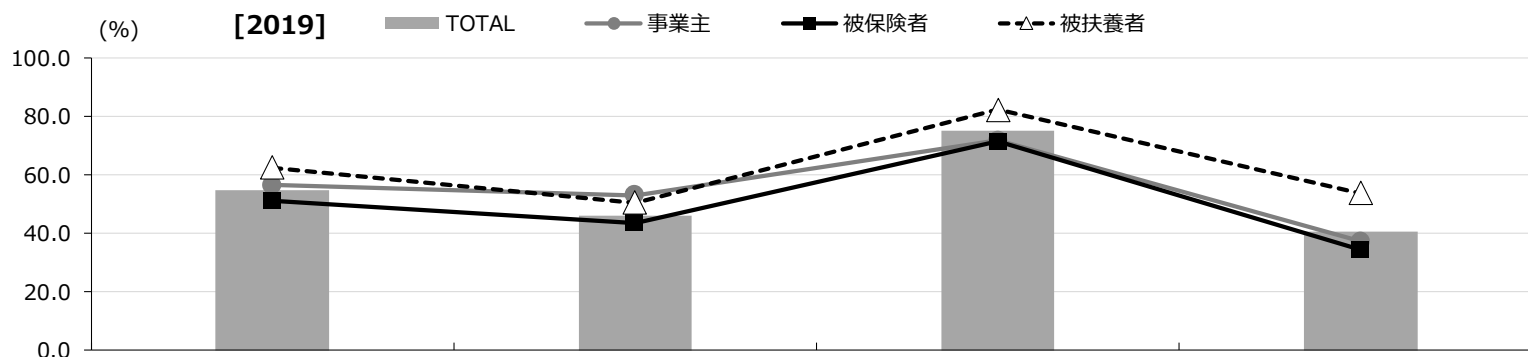
(7)その他事項

(5) 医療のかかり方に関する認知

問10 医療のかかり方について、おうかがいします。以下の医療のかかり方に関する内容を、あなたはご存知ですか。
(回答はそれぞれ1つつ)

- ◆ 「医療機関の診療時間外（夜間・休日）に受診すると割増料金がかかること」の認知率は75.0%（前年52.2%）、事業主71.8%（前年57.3%）、被保険者71.5%（前年49.0%）、被扶養者82.3%（前年58.1%）といずれも7割以上が認知している。
- ◆ 被扶養者は、すべての設問に対しての認知率が5割を超えている。

前年比較 □ 全設問において、認知率が向上している。特に「紹介状なしで大きな病院を受診すると、特別料金が加算されるケースがあること」や「医療機関の診療時間外に受診すると割増料金がかかること」の被扶養者の認知率は大きく向上している。



n=()は2018		2019年		2018年		2019年		2018年		2019年		2018年		2019年		2018年	
TOTAL	7,227(7,200)	54.9	35.2	46.1	37.3	75.0	52.2	40.7	26.2	40.7	26.2	40.7	26.2	40.7	26.2	40.7	26.2
事業主	177(150)	56.5	46.0	53.1	50.7	71.8	57.3	37.3	24.0	37.3	24.0	37.3	24.0	37.3	24.0	37.3	24.0
被保険者	4,700(4,700)	51.0	33.8	43.6	35.0	71.5	49.0	34.3	22.0	34.3	22.0	34.3	22.0	34.3	22.0	34.3	22.0
被扶養者	2,350(2,350)	62.6	37.3	50.5	41.1	82.3	58.1	53.7	34.8	53.7	34.8	53.7	34.8	53.7	34.8	53.7	34.8

※1 2018年(Q10-1) 紹介状なしでベッド数200床以上の病院を受診すると、特別料金が加算されること

※2 2018年(Q10-2) ハシゴ受診（安易な理由で次々とお医者さんを変えること）は、治療がそのつど振り出しに戻るため、体にもお金にも負担がかかること

3 調査結果

(1)医療機関受診頻度

(2)保険料

(3)健診・保健指導

(4)その他の協会けんぽの取組

(5)医療のかかり方

(6)現金給付

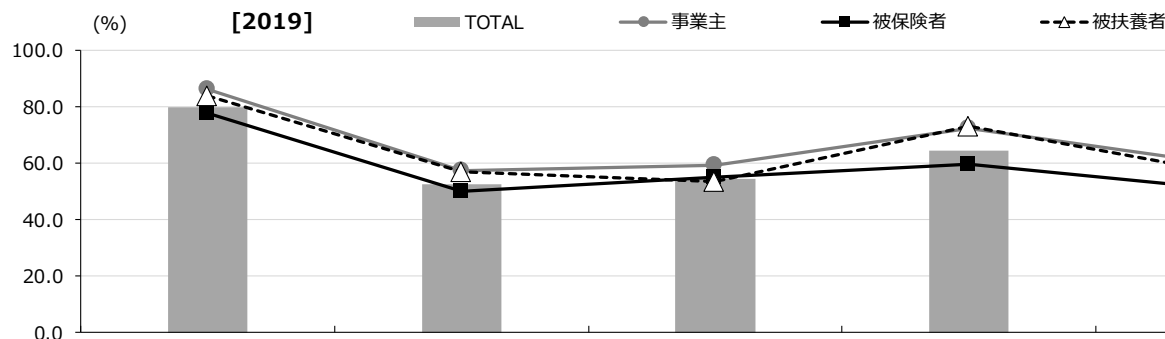
(7)その他事項

(6) 現金給付に関する認知

問11 健康保険では、以下のような給付やサービスが受けられます。あなたはこれらをご存知ですか。それぞれについてお答えください。（回答はそれぞれ1つずつ）

- ◆ 「高額療養費」の認知率が80.1%（前年68.9%）、事業主86.4%（前年78.7%）、被保険者77.9%（前年68.3%）、被扶養者84.0%（前年69.5%）と最も高い。
- ◆ 「療養費」を除く他設問も5割超となっており、現金給付に関する認知率の高さを示している。

前年比較 □ 全設問において、認知率が向上している。特に、被扶養者の認知率の伸びが大きい。



		高額療養費		限度額適用認定証		傷病手当金 (※1)		出産育児一時金 (※2)		出産手当金		療養費 (※3)	
n=()は2018		2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
TOTAL	7,227(7,200)	80.1	68.9	52.5	38.1	54.7	47.2	64.4	57.8	53.1	49.4	40.6	35.6
事業主	177(150)	86.4	78.7	57.6	48.7	59.3	56.7	72.3	66.0	59.9	56.7	43.5	47.3
被保険者	4,700(4,700)	77.9	68.3	50.1	38.1	55.0	48.8	59.8	55.3	51.0	48.9	40.2	37.3
被扶養者	2,350(2,350)	84.0	69.5	56.9	37.6	53.6	43.5	73.2	62.3	56.8	49.9	41.2	31.4

※1・※2・※3 2019年詳細な注釈を記載

3 調査結果

(1)医療機関受診頻度

(2)保険料

(3)健診・保健指導

(4)その他の協会けんぽの取組

(5)医療のかかり方

(6)現金給付

(7)その他事項

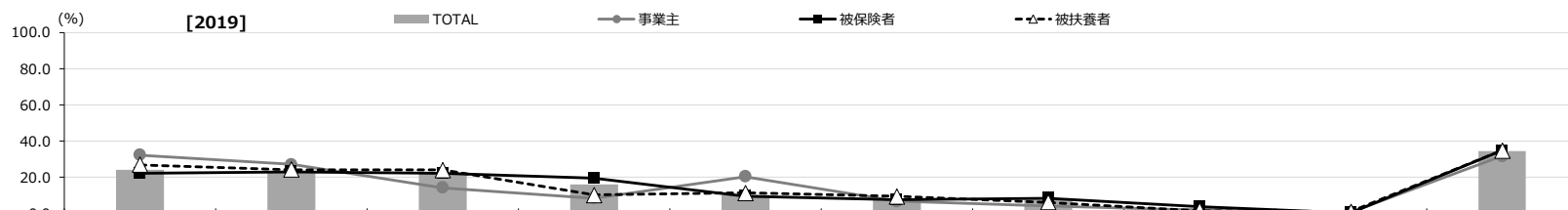
(7) ①情報収集の手段

問12 保険料率や健診・保健指導、給付内容等について、協会けんぽや事業所（職場）からどのような手段で情報発信があれば、情報を得やすい（確認しやすい）と思いますか。（複数回答）

- ◆ 情報収集の手段としては、「協会けんぽの広報誌」が23.9%、事業主32.2%、被保険者22.1%、被扶養者26.8%と最も高く、次いで「協会けんぽのホームページ」が23.5%、事業主27.1%、被保険者23.0%、被扶養者24.1%となっている。

前年
比較

前年は該当設問無し



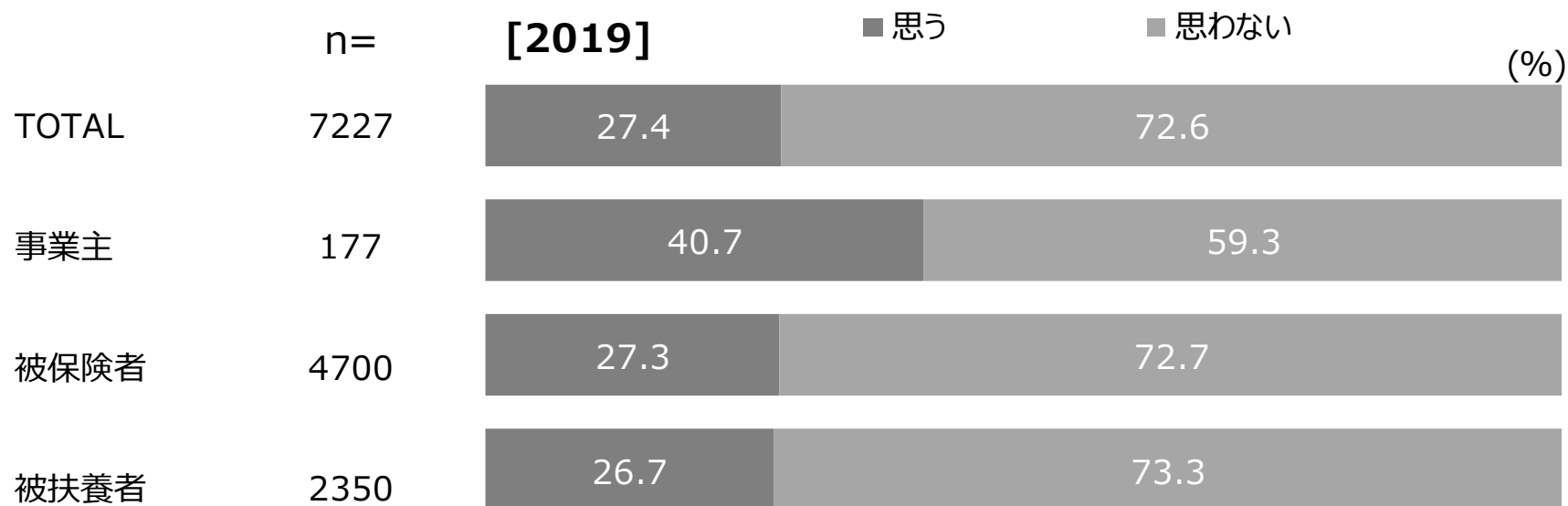
	n=	協会けんぽの広報誌		協会けんぽのホームページ		事業所（職場）において、通知や情報誌等が各個人に配布される		事業所（職場）内のポスター掲示や閲覧		協会けんぽのメールマガジン		協会けんぽのSNS（LINE、Facebook等）（※現在は一部地域で試行的に実施）		事業所（職場）からのメールによるお知らせ		事業所（職場）内のイントラネットでの掲示		その他		わからない	
		2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
TOTAL	7227	23.9	-	23.5	-	22.5	-	16.1	-	10.4	-	8.2	-	7.5	-	3.0	-	0.6	-	34.6	-
事業主	177	32.2	-	27.1	-	14.1	-	8.5	-	20.3	-	6.8	-	4.0	-	1.7	-	0.6	-	31.6	-
被保険者	4700	22.1	-	23.0	-	22.0	-	19.4	-	9.6	-	7.6	-	8.4	-	3.8	-	0.4	-	34.7	-
被扶養者	2350	26.8	-	24.1	-	24.0	-	10.2	-	11.3	-	9.4	-	6.1	-	1.6	-	0.9	-	34.8	-

(7) ②メールマガジンへの登録

問13 協会けんぽでは、メールマガジンを支部ごとに配信していますが、あなたは登録したいと思いますか。（回答は1つ）

◆ 「メールマガジンへの登録」に関しては、約3割～4割が登録を希望している。

前年
比較 前年は該当設問無し

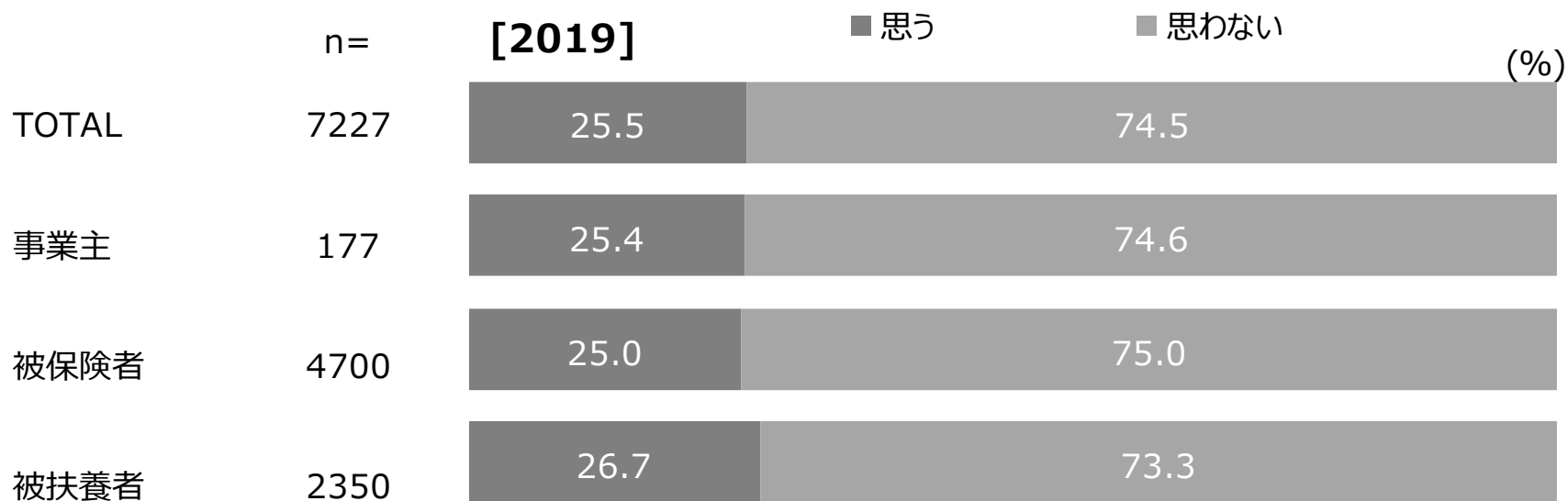


(7) ②SNSへの登録

問14 もし、協会けんぽのSNS（LINE、Facebook等）があることが分かったら、あなたは登録したいと思いますか。
（回答は1つ）

◆ 「SNSへの登録をしたいと思う」は3割弱となっている。

前年
比較 前年は該当設問無し

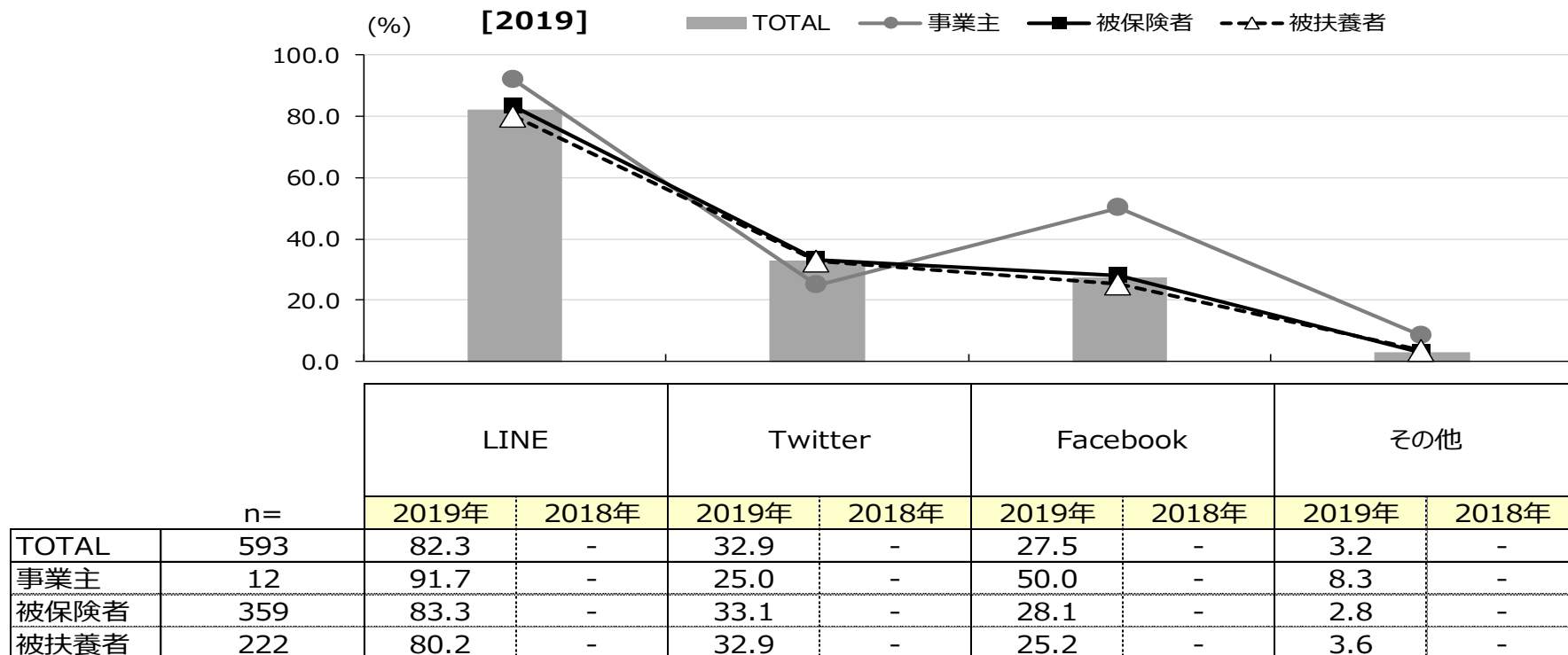


(7) ③SNSの種類

問15 SNSであれば、どのようなものがあればよいと思いますか。（複数回答）【対象：情報収集の手段（問12）としてSNSを選んだ方】

- ◆ SNSの種類としては、全体では、「LINE」82.3%が最も高く、次いで「Twitter」32.9%、「Facebook」27.5%、の順となっている。
- ◆ 事業主では、「LINE」91.7%が最も高く、次いで「Facebook」50.0%、「Twitter」25.0%の順となっている。
- ◆ 被保険者、被扶養者は、「LINE」（83.3%・80.2%）が最も高く、次いで「Twitter」（33.1%・32.9%）、「Facebook」（28.1%・25.2%）、となっている。

前年
比較 前年は該当設問無し

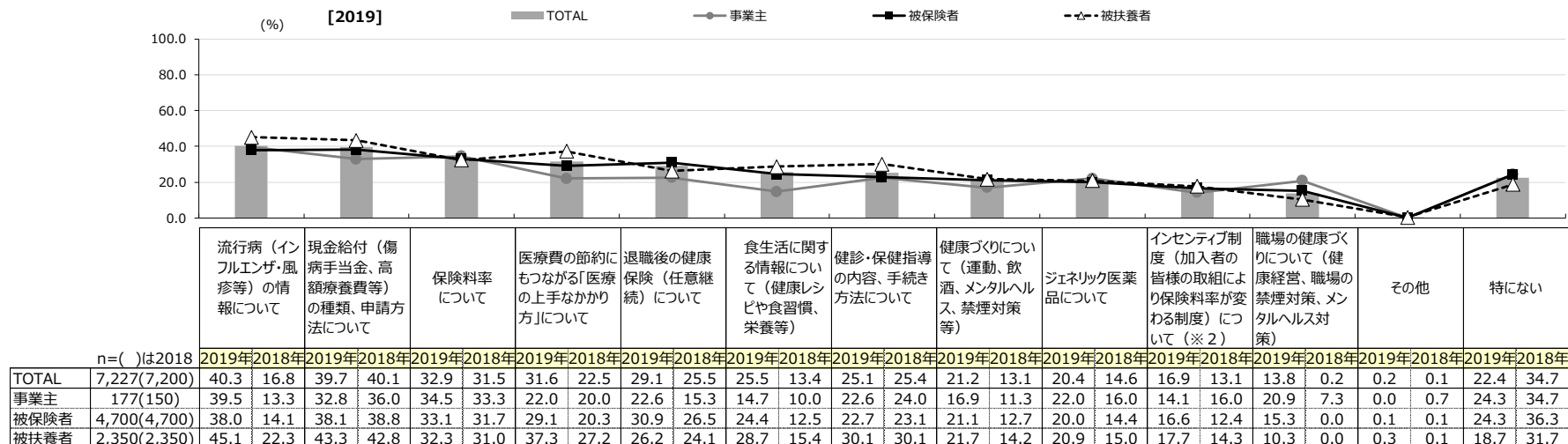


(7) ④健康づくりのために必要な情報

問16 健康保険や健康づくりについて、あなたはどのような情報が必要ですか。必要だと思う情報をお答えください。
(複数回答)

◆ 「健康保険や健康づくりについて、必要だと思う情報」は、「流行病（インフルエンザ・風疹等）の情報について」40.3%（前年16.8%）と「現金給付（傷病手当金、高額療養費等）の種類、申請方法について」39.7%（前年40.1%）の2項目が高くなっている。

前年比較 □「流行病の情報について」、「医療の上手なかかり方について」、「退職後の健康保険について」、「食生活に関する情報について」、「健康づくりについて」、「ジェネリック医薬品について」、「インセンティブ制度について」、「職場の健康づくりについて」は、前年に比べ高くなっている。



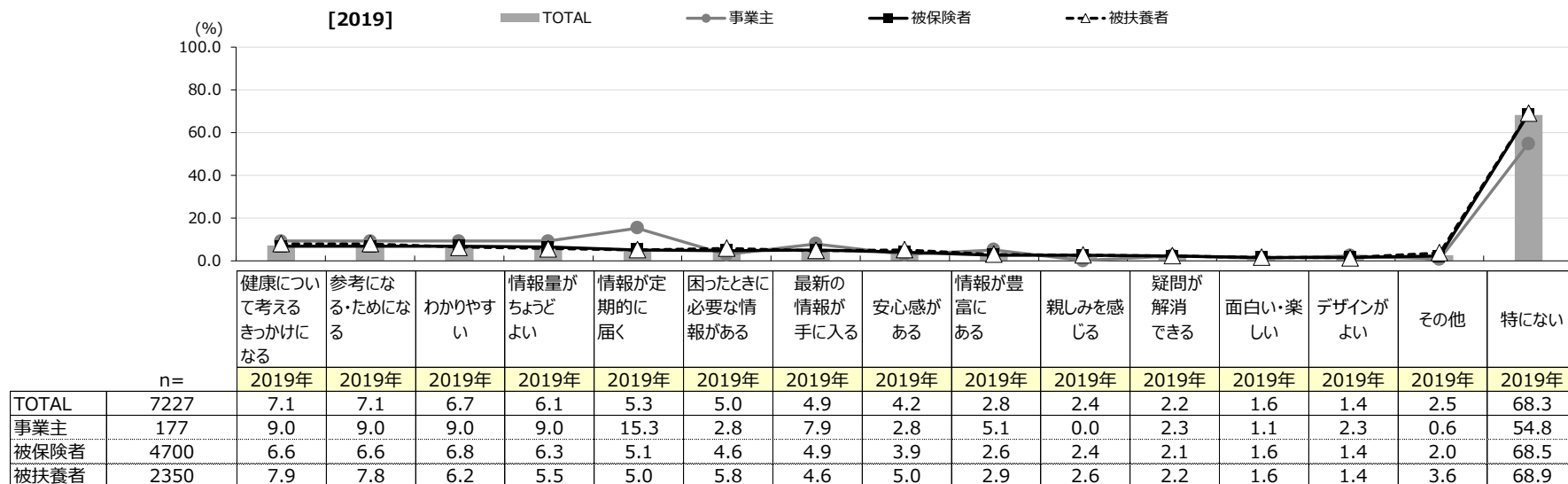
(7) ⑤協会けんぽの広報への満足点

問17 協会けんぽの「広報」について、あなたが満足している点をお選びください。(広報誌) (複数回答)

- ◆ 「特にない」を除くと、事業主は「情報が定期的届く」が15.3%、被保険者は「わかりやすい」が6.8%、被扶養者は「健康について考えるきっかけになる」が7.9%と高くなっている。

前年
比較

前年は該当設問無し



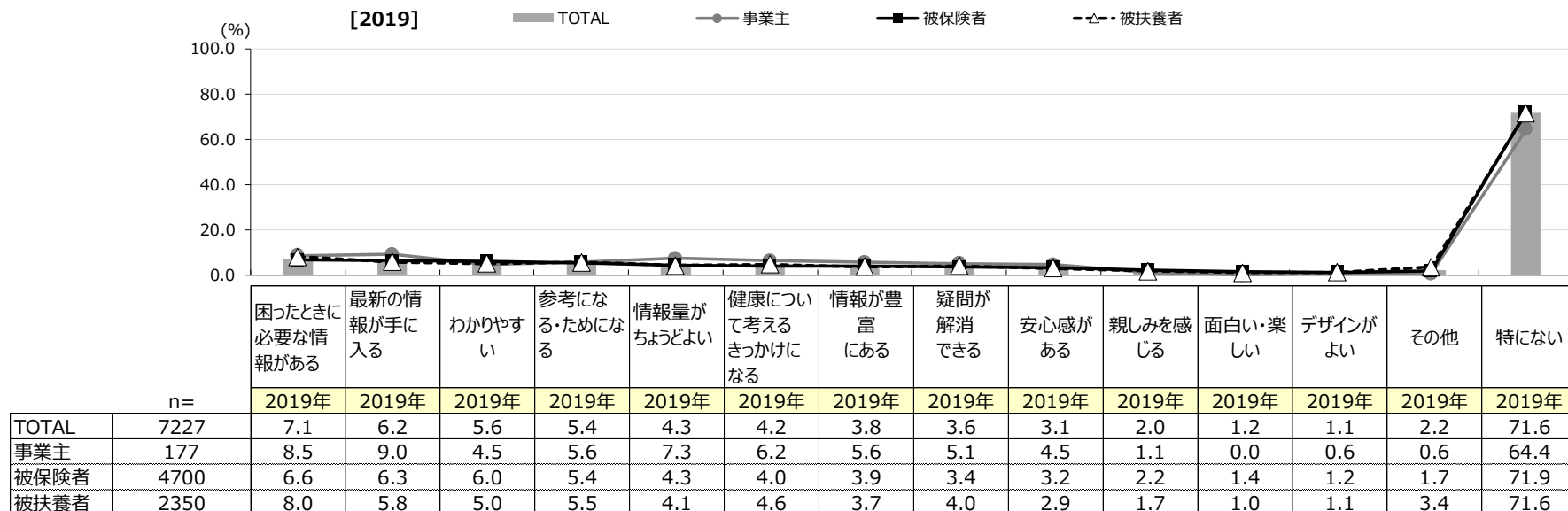
(7) ⑤協会けんぽの広報への満足点

問17 協会けんぽの「広報」について、あなたが満足している点をお選びください。(ホームページ) (複数回答)

- ◆ 「特にない」を除くと、事業主は「最新の情報が手に入る」が9.0%と、被保険者、被扶養者は「困ったときに必要な情報がある」が6.6%・8.0%と高くなっている。

前年
比較

前年は該当設問無し



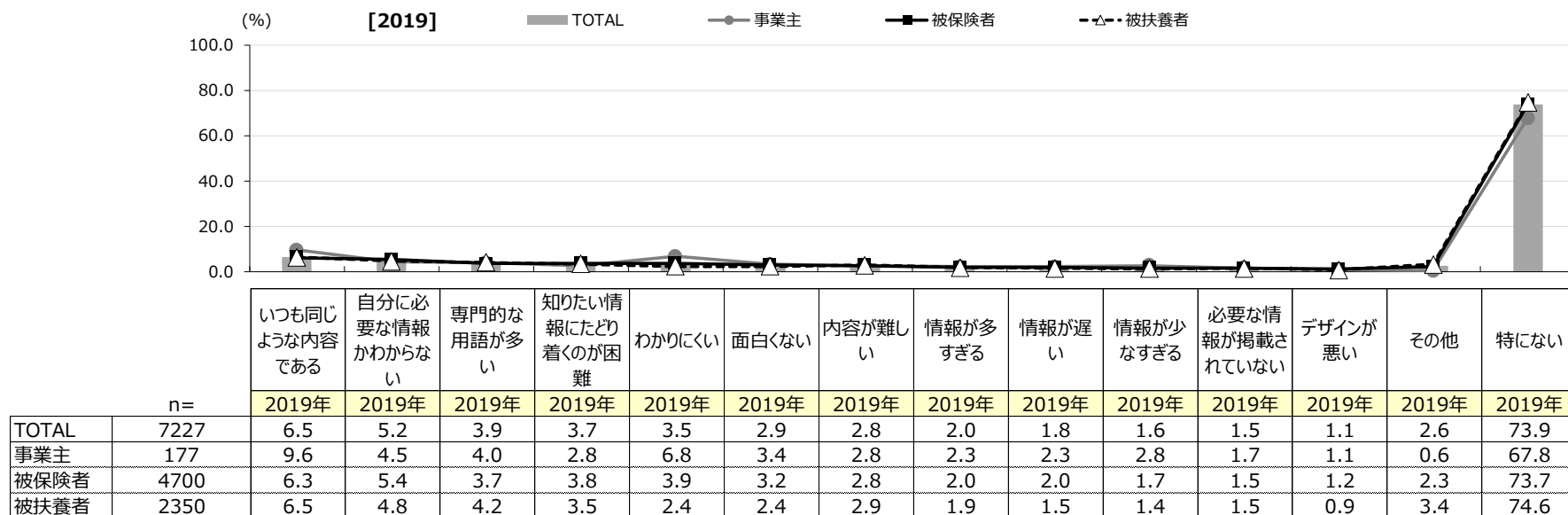
(7) ⑥協会けんぽの広報への不満点

問18 逆に、協会けんぽの「広報」について、あなたが不便や不満を感じた点をお選びください。（広報誌）（複数回答）

◆ 「特になし」を除くと、事業主、被保険者、被扶養者ともに「いつも同じような内容である」が9.6%・6.3%・6.5%と高くなっている。

前年
比較

前年は該当設問無し



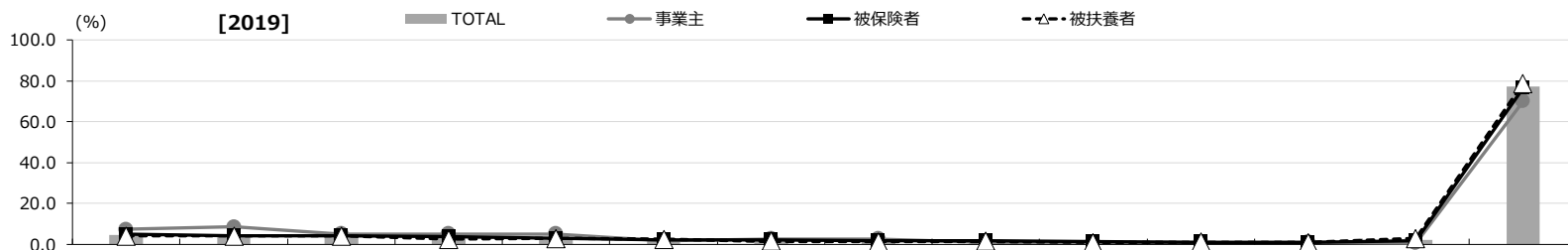
(7) ⑥協会けんぽの広報への不満点

問18 逆に、協会けんぽの「広報」について、あなたが不便や不満を感じた点をお選びください。（ホームページ）
（複数回答）

- ◆ 「特になし」を除くと、事業主は「知りたい情報にたどり着くのが困難」が8.5%、被保険者は「いつも同じような内容である」が4.9%、被扶養者は「知りたい情報にたどり着くのが困難」・「自分に必要な情報かわからない」がそれぞれ4.2%と高くなっている。

前年
比較

前年は該当設問無し



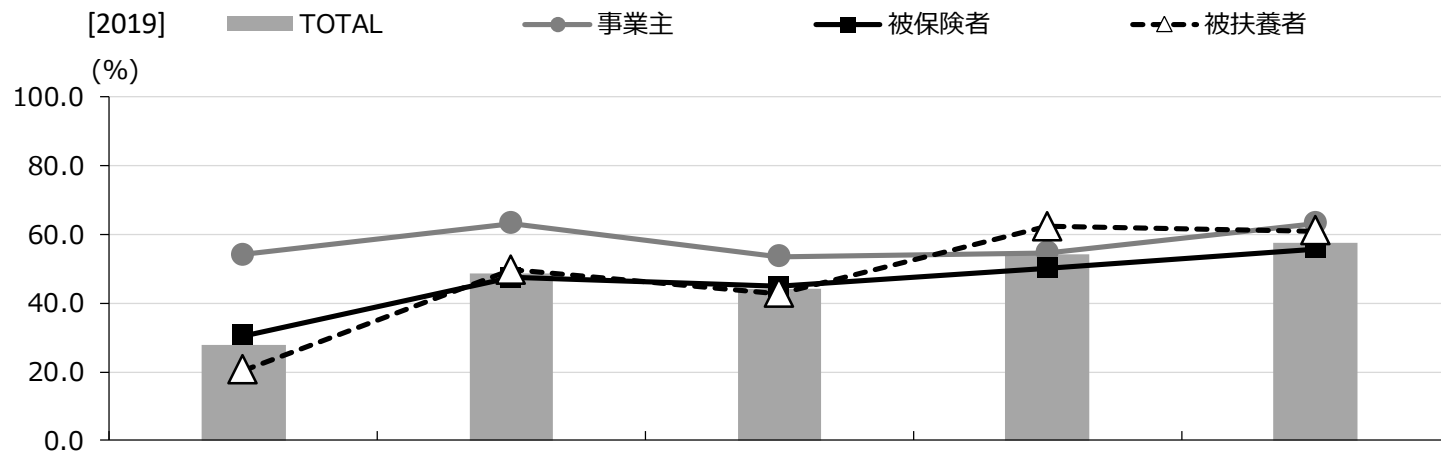
	n=	いつも同じような内容である	知りたい情報にたどり着くのが困難	自分に必要な情報かわからない	わかりにくい	専門的な用語が多い	内容が難しい	面白くない	必要な情報が掲載されていない	情報が多すぎる	情報が少なすぎる	情報が遅い	デザインが悪い	その他	特になし
		2019年	2019年	2019年	2019年	2019年	2019年	2019年	2019年	2019年	2019年	2019年	2019年	2019年	2019年
TOTAL	7227	4.7	4.4	4.3	3.6	3.0	2.4	2.1	1.8	1.8	1.2	1.1	0.9	2.2	77.1
事業主	177	7.3	8.5	5.1	5.1	5.1	1.7	2.8	2.8	1.1	1.1	1.1	1.1	0.6	70.1
被保険者	4700	4.9	4.3	4.4	4.0	3.0	2.3	2.3	2.0	1.9	1.4	1.1	0.9	1.9	76.5
被扶養者	2350	4.1	4.2	4.2	2.6	3.0	2.6	1.6	1.4	1.6	0.8	1.0	0.9	2.9	78.8

4 分野ごとの認知率

4 分野ごとの認知率(全項目)

(1) 指標の考え方	指標の設定にあたっては、特に重要度の高い項目の値をそのまま指標とする、平均値から分野ごとの指標を設定する等、いくつかの考え方がある。今回の調査では、一例として分野ごとの平均認知率を指標として用いる。詳細は以下のとおり。		
(2) 認知率の算出	各分野の認知率についての問のうち、全項目の平均認知率を各分野の認知率として算出した。		
(3) 対象項目			
分野①保険料	問2 保険料率等に関する認知 (5項目)		計 5項目
分野②健診・保健指導	問3 協会けんぽの健診認知 (2項目) 問4 協会けんぽの費用補助の認知 (1項目)【対象：いずれかの健診認知者】 問5 協会けんぽの取組内容の認知 (2項目)		計 5項目
分野③その他の 協会けんぽの取組	問7 その他の協会けんぽの取組認知 (7項目) ・コラボヘルス (2項目) ・医療費通知 (2項目) ・ジェネリック医薬品 (2項目) ・インセンティブ制度 (1項目)		計 7項目
分野④医療のかかり方	問10 医療のかかり方に関する認知 (4項目)		計 4項目
分野⑤現金給付	問11 現金給付に関する認知 (6項目)		計 6項目

4 分野ごとの認知率(全項目)



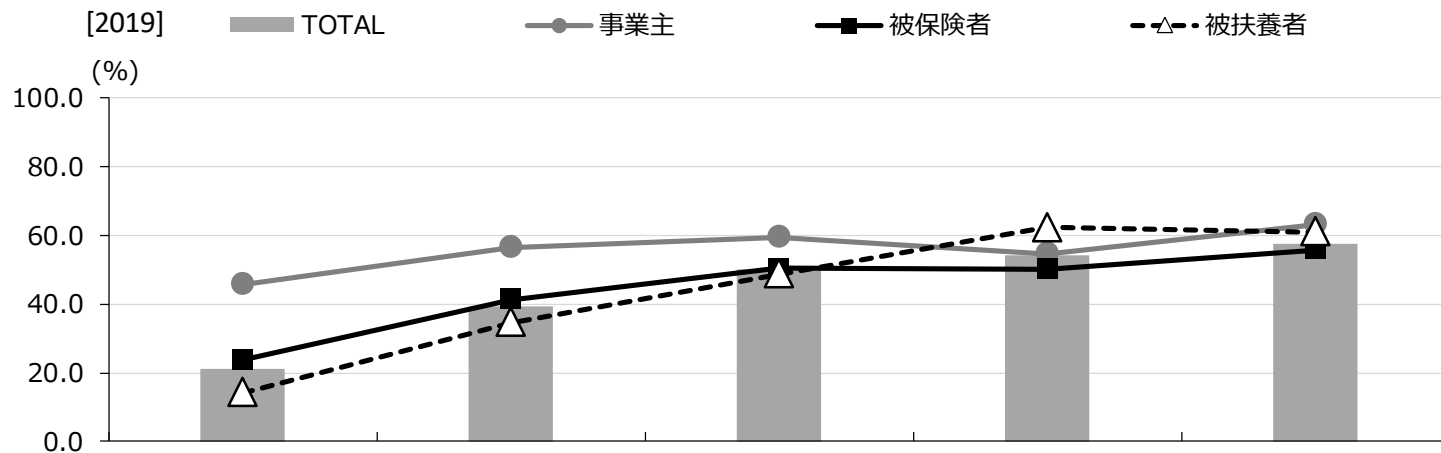
n=			分野① 保険料	分野② 健診・保健指導	分野③ その他の 協会けんぽの取組	分野④ 医療のかかり方	分野⑤ 現金給付	①～⑤の 単純平均
2019年	TOTAL	7,227	27.8	48.6	44.3	54.2	57.6	46.5
	事業主	177	54.0	63.2	53.5	54.7	63.2	57.7
	被保険者	4,700	30.4	47.4	44.7	50.1	55.7	45.7
	被扶養者	2,350	20.5	49.6	42.8	62.3	61.0	47.2
2018年	TOTAL	7,200	28.5	48.1	25.7	37.7	49.5	37.9
	事業主	150	52.6	50.4	39.0	44.5	59.0	49.1
	被保険者	4,700	31.5	39.0	26.6	35.0	49.4	36.3
	被扶養者	2,350	21.0	34.8	21.3	42.8	49.0	33.8

※2018年の分野(分野①保険料、分野②現金給付、分野③健診・保健指導、分野④協会けんぽの取組等、分野⑤医療のかかり方)をそれぞれ2019年に合わせ並び替え
 ※2018年は、事業主だけの質問(Q7-2,4)を除く

4 分野ごとの認知率(共通項目のみ)

(1) 指標の考え方	指標の設定にあたっては、特に重要度の高い項目の値をそのまま指標とする、平均値から分野ごとの指標を設定する等、いくつかの考え方がある。今回の調査では、一例として分野ごとの平均認知率を指標として用いる。詳細は以下のとおり。	
(2) 認知率の算出	各分野の認知率についての問のうち、今年前年で対象者の回答条件を含め同内容の項目の平均認知率を各分野の認知率として算出した。	
(3) 対象項目		
分野①保険料	問2 保険料率等に関する認知 (3項目)	計 3項目
分野②健診・保健指導	問5 協会けんぽの取組内容の認知 (2項目)	計 2項目
分野③その他の 協会けんぽの取組	問7 その他の協会けんぽの取組認知 (6項目) ・コラボヘルス (1項目) ・医療費通知 (2項目) ・ジェネリック医薬品 (2項目) ・インセンティブ制度 (1項目)	計 6項目
分野④医療のかかり方	問10 医療のかかり方に関する認知 (4項目)	計 4項目
分野⑤現金給付	問11 現金給付に関する認知 (6項目)	計 6項目

4 分野ごとの認知率(共通項目のみ)



n=			分野① 保険料	分野② 健診・保健指導	分野③ その他の 協会けんぽの取組	分野④ 医療のかかり方	分野⑤ 現金給付	①～⑤の 単純平均
2019年	TOTAL	7,227	21.2	39.5	50.1	54.2	57.6	44.5
	事業主	177	45.8	56.5	59.5	54.7	63.2	55.9
	被保険者	4,700	23.7	41.3	50.4	50.1	55.7	44.2
	被扶養者	2,350	14.2	34.7	48.8	62.3	61.0	44.2
2018年	TOTAL	7,200	24.2	26.6	36.5	37.7	49.5	34.9
	事業主	150	52.4	42.7	50.0	44.5	59.0	49.7
	被保険者	4,700	27.6	27.7	36.8	35.0	49.4	35.3
	被扶養者	2,350	15.5	23.3	35.0	42.8	49.0	33.1

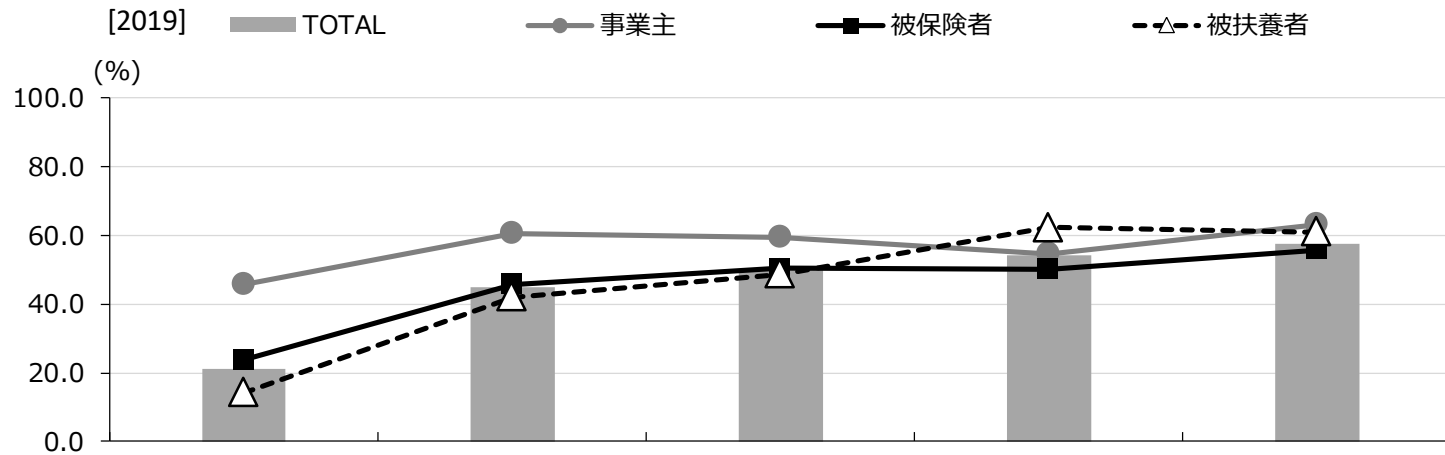
※2018年の分野(分野①保険料、分野②現金給付、分野③健診・保健指導、分野④協会けんぽの取組等、分野⑤医療のかかり方)をそれぞれ2019年に合わせ並び替え

4 分野ごとの認知率(共通項目のみ／Q3を含む)

(1) 指標の考え方	指標の設定にあたっては、特に重要度の高い項目の値をそのまま指標とする、平均値から分野ごとの指標を設定する等、いくつかの考え方がある。今回の調査では、一例として分野ごとの平均認知率を指標として用いる。詳細は以下のとおり。	
(2) 認知率の算出	各分野の認知率についての問のうち、今年前年で同内容の項目の平均認知率を各分野の認知率として算出した。	
(3) 対象項目		
分野①保険料	問2 保険料率等に関する認知 (3項目)	計 3項目
分野②健診・保健指導	問3 協会けんぽの健診認知 (1項目) ※ 問5 協会けんぽの取組内容の認知 (2項目)	計 2項目
分野③その他の 協会けんぽの取組	問7 その他の協会けんぽの取組認知 (6項目) ・コラボヘルス (1項目) ・医療費通知 (2項目) ・ジェネリック医薬品 (2項目) ・インセンティブ制度 (1項目)	計 6項目
分野④医療のかかり方	問10 医療のかかり方に関する認知 (4項目)	計 4項目
分野⑤現金給付	問11 現金給付に関する認知 (6項目)	計 6項目

※Q3は、2018年の対象者の回答条件・設問形式に合わせて1項目として計算

4 分野ごとの認知率(共通項目のみ／ Q3を含む)

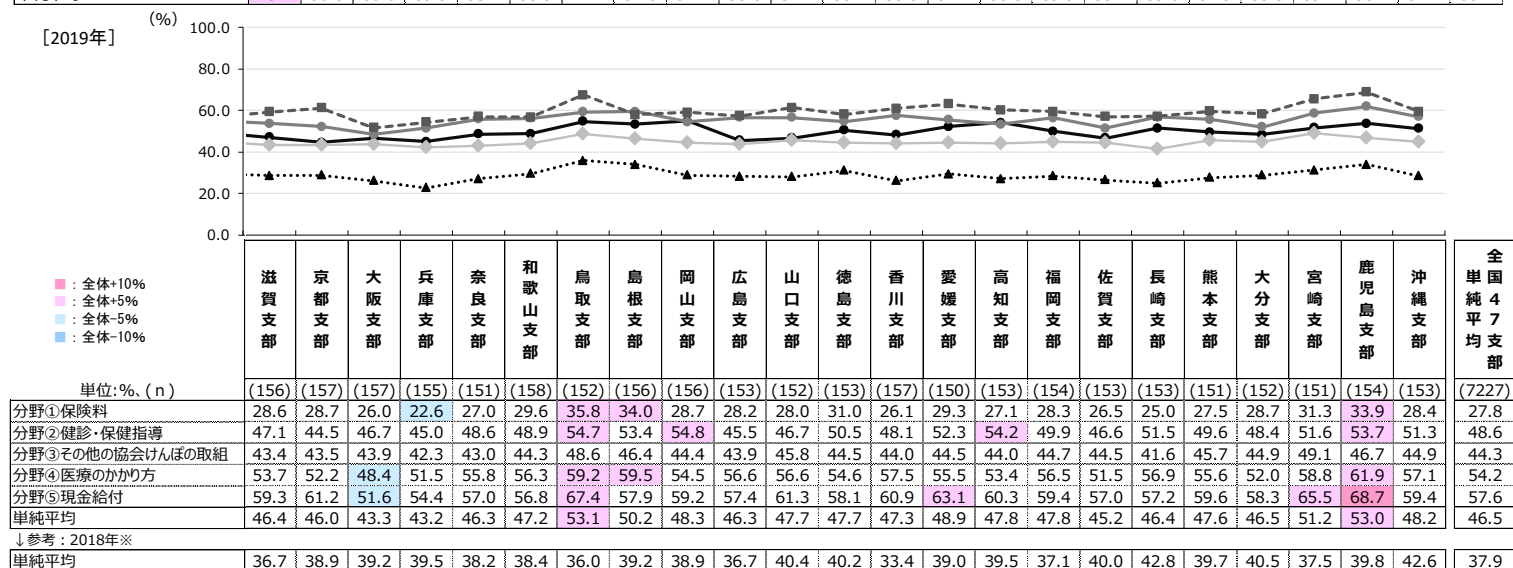
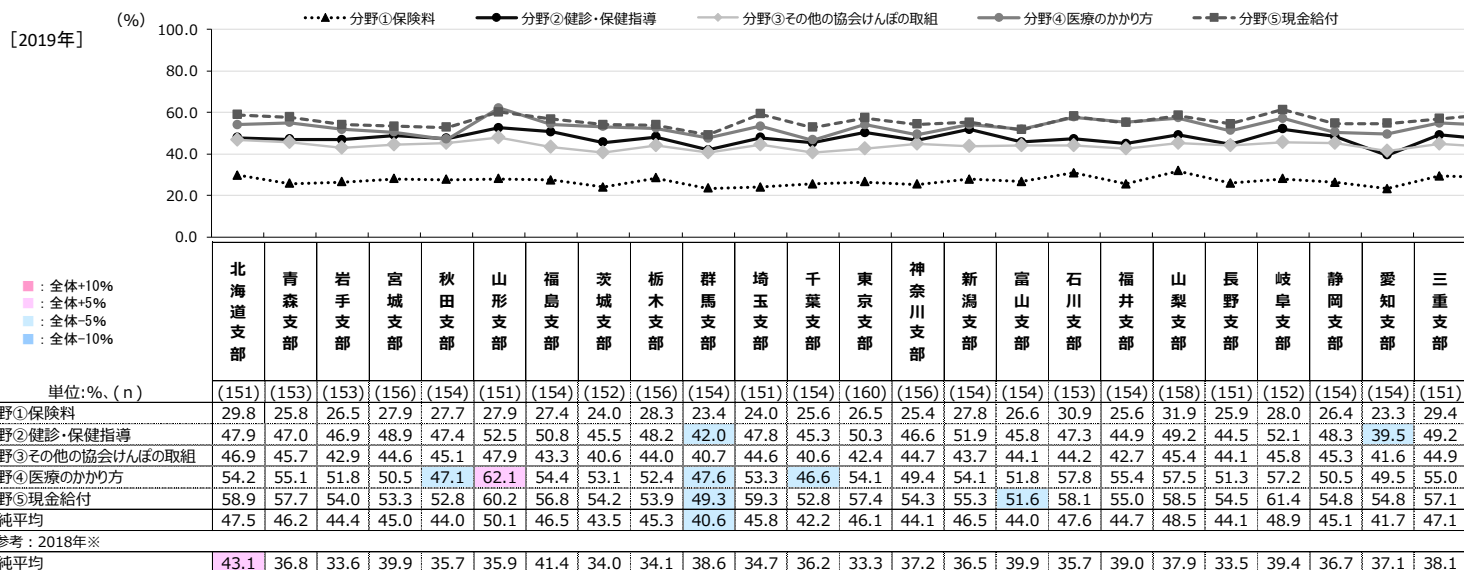


n=			分野① 保険料	分野② 健診・保健指導	分野③ その他の 協会けんぽの取組	分野④ 医療のかかり方	分野⑤ 現金給付	①～⑤の 単純平均
2019年	TOTAL	7,227	21.2	45.0	50.1	54.2	57.6	45.6
	事業主	177	45.8	60.6	59.5	54.7	63.2	56.8
	被保険者	4,700	23.7	45.8	50.4	50.1	55.7	45.1
	被扶養者	2,350	14.2	42.1	48.8	62.3	61.0	45.7
2018年	TOTAL	7,200	24.2	35.3	36.5	37.7	49.5	36.6
	事業主	150	52.4	53.6	50.0	44.5	59.0	51.9
	被保険者	4,700	27.6	35.4	36.8	35.0	49.4	36.9
	被扶養者	2,350	15.5	33.9	35.0	42.8	49.0	35.3

※2018年の分野(分野①保険料、分野②現金給付、分野③健診・保健指導、分野④協会けんぽの取組等、分野⑤医療のかかり方)をそれぞれ2019年に合わせ並び替え

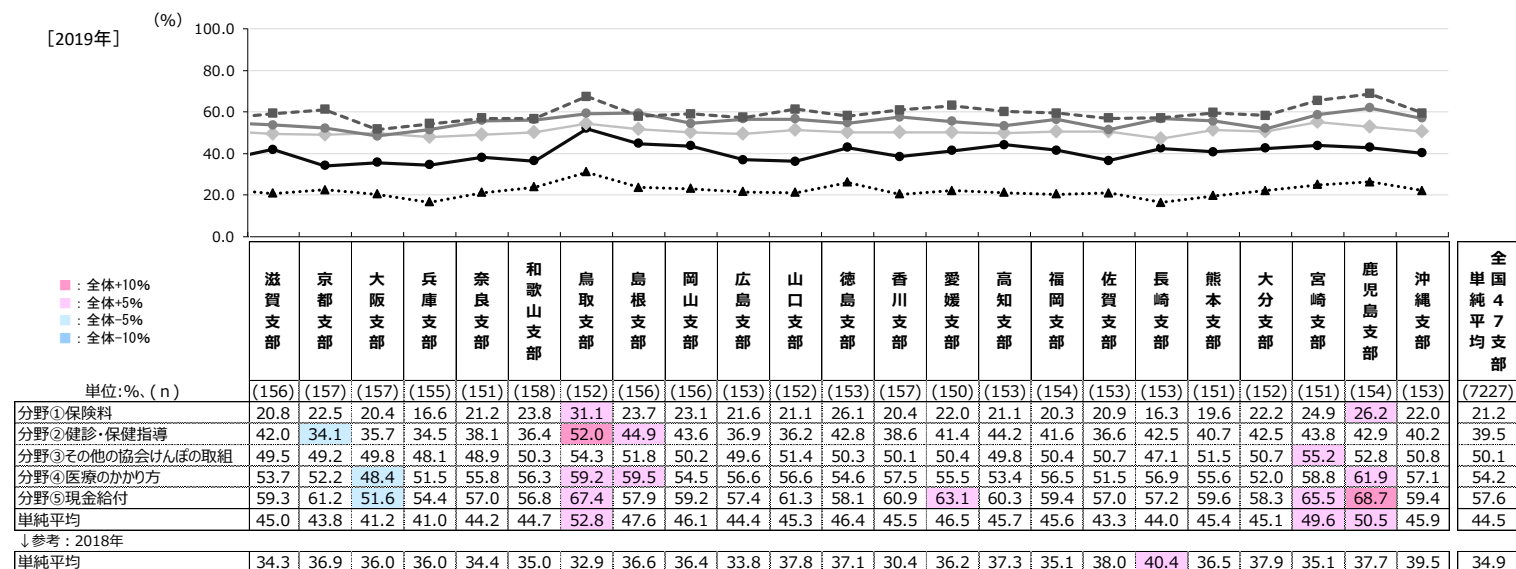
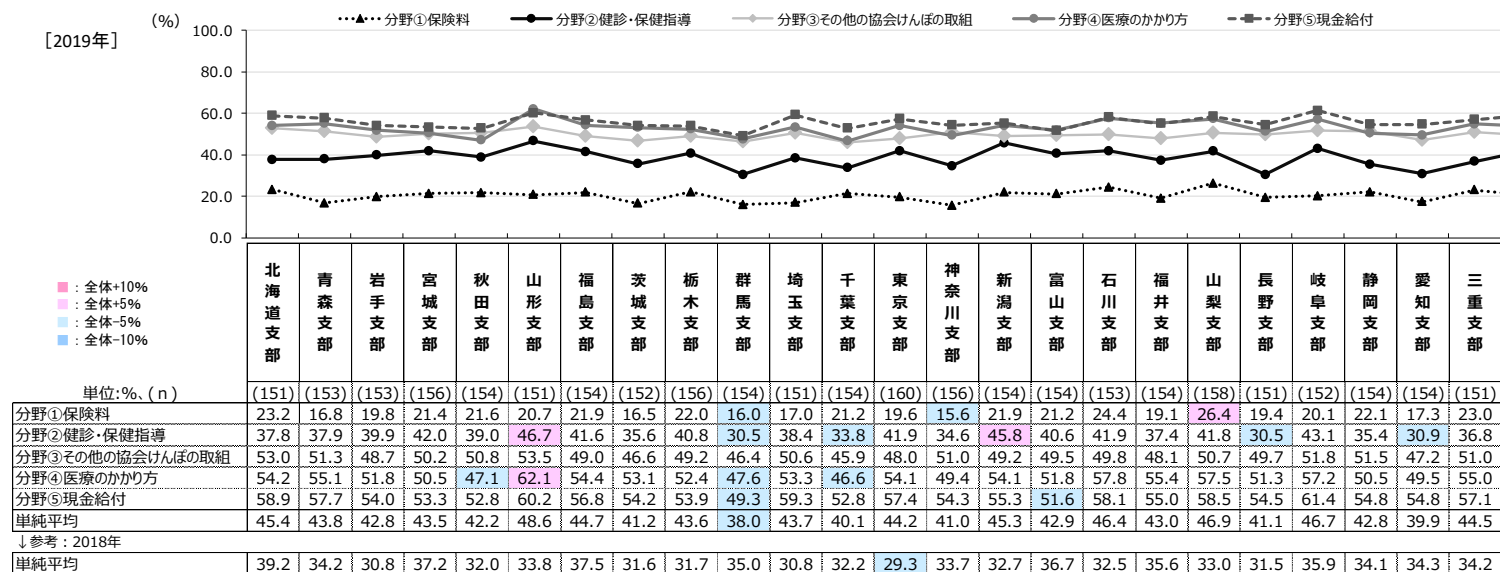
5 支部ごとの認知率

5 支部ごとの認知率(全項目)

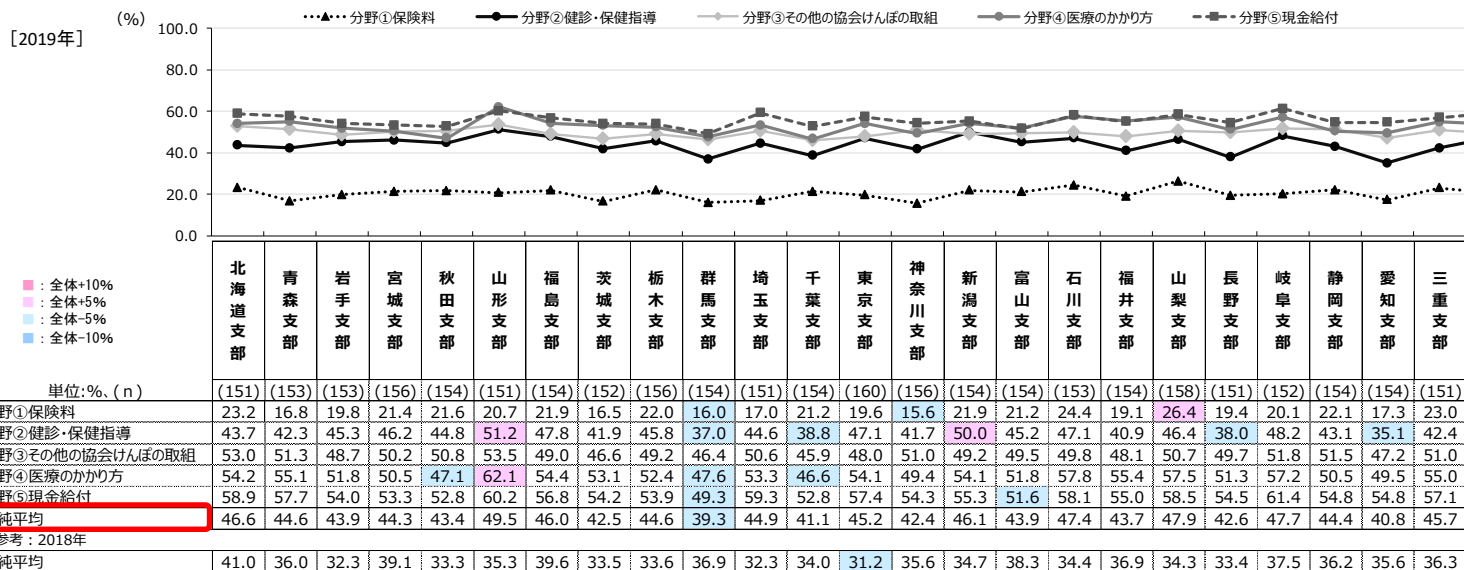


※2018年は、事業主だけの質問(Q7-2,4)を除く

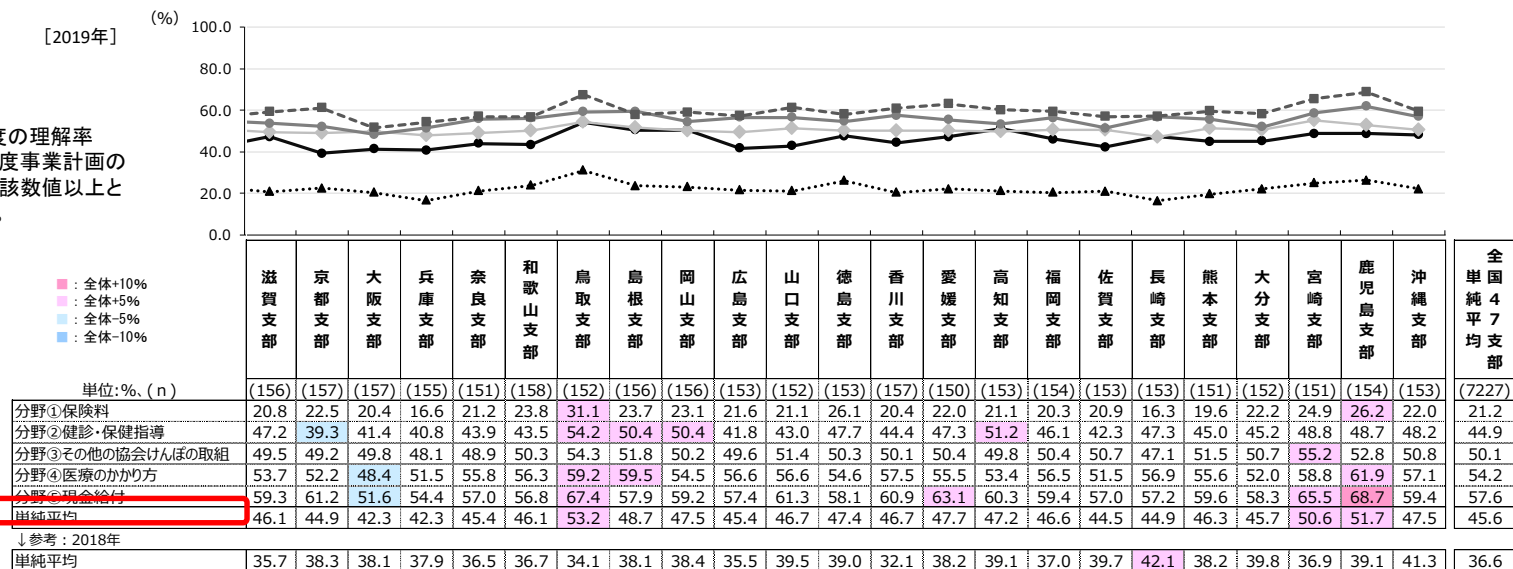
5 支部ごとの認知率(共通項目のみ)



5 支部ごとの認知率(共通項目のみ/Q3を含む)



令和元年度の理解率
※令和2年度事業計画の
KPIは当該数値以上と
なります。



5 支部ごとの認知率(佐賀と全国と比較)

佐賀支部において認知率20%未満および順位30位以下の場合、背面色を■で表示

設 問		全国平均 認知率(%)	佐賀支部 認知率(%)	佐賀支部 順位	最高支部 認知率(%)	最低支部 認知率(%)
Q1【保険料率等に関する質問】		27.8	26.5	31	鳥取 35.8	兵庫 22.6
Q1-1 自身が働いている事業所が、あなたを含め従業員全体をまとめて、協会の都道府県支部に加入していること	知っている	45.0	41.8	33	島根 56.4	千葉 37.7
Q1-2 協会けんぽの保険料率は、医療費の地域差を反映して、加入している支部ごとに異なること	知っている	25.6	28.1	11	鳥取 37.5	茨城 19.1
Q1-3 自身が加入している協会けんぽの支部の保険料率が何%か、ご存知ですか	知っている	12.1	9.2	40	鳥取 19.1	神奈川、兵庫 7.1
Q1-4 協会けんぽの保険料率は毎年見直されていること	知っている	25.9	25.5	25	鳥取 36.8	群馬 18.8
Q1-5 協会の保険料は主に医療費に使われていますが、保険料率の上昇を抑えるため、協会けんぽが加入者の皆様の健康づくり等に取り組んでいること	知っている	30.4	28.1	32	島根 42.3	兵庫 22.6
Q2【健診・保健指導に関する質問】		48.6	46.6	36	岡山 54.8	愛知 39.5
Q2-1 35歳以上の被保険者向けの健診として「生活習慣病予防健診」を実施していること	知っている	51.8	49.0	35	高知 63.3	愛知 60.4
Q2-2 被扶養者向けの健診として「特定健康診査」を実施していること	知っている	45.8	46.3	23	沖縄 55.6	愛知 36.3
Q2-3 協会けんぽの健診(生活習慣病予防健診、特定健康診査)を受診する場合、協会けんぽから健診費用の補助があること	知っている	66.3	64.7	29	三重 76.2	滋賀 57.4
Q2-4 健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクが高かった40歳以上の方に、特定保健指導(保健師等による生活習慣改善支援)を実施していること	知っている	51.5	48.4	34	鳥取 60.5	長野 41.7
Q2-5 健診で血圧・血糖値について、「要治療・要精密検査」という結果が出たが、医療機関を受診しない方に、重症化予防のため、協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること	知っている	27.5	24.8	33	鳥取 43.4	群馬 17.5
Q3【その他の協会けんぽの取組に関する質問】		44.3	44.5	21	宮崎 49.1	茨城、千葉 40.6
Q3-1 協会けんぽと事業主の協働による従業員の健康増進の取組をコラボヘルスと称し、健康宣言をした事業主が従業員とその家族の健康づくりを進めていること	知っている	9.7	7.8	38	鳥取 14.5	茨城 4.6
Q3-2 あなた(または、あなたの扶養者)の職場では健康宣言をしているかどうか	知っている	7.2	7.8	15	北海道 11.9	茨城、奈良 4.6
Q3-3 協会けんぽから、健康保険で診療を受けた加入者を対象に、年1回「医療費のお知らせ」(医療費通知)を送付していること	知っている	66.7	66.0	27	山形、宮崎 75.5	千葉 58.4
Q3-4 この医療費通知は、確定申告(医療費控除の申告手続き)において医療費等の明細書として使用できること(その場合、領収書の添付は不要)	知っている	49.3	49.0	27	神奈川 55.8	群馬 40.3
Q3-5 ジェネリック医薬品は先発医薬品と効き目や安全性が同等であると国が認可した薬であること	知っている	83.4	85.0	15	宮崎 91.4	千葉 77.3
Q3-6 ジェネリック医薬品は先発医薬品と比べ3～5割程度薬代が安くなること	知っている	85.2	85.6	20	鹿児島 90.3	宮城 80.1
Q3-7 健康づくりや予防など医療費の適正化につながる加入者及び事業主の行動や取組を都道府県支部ごとに評価し、その結果が良好な支部については報奨金により保険料率を若干軽減する仕組みである「インセンティブ制度」がスタートしていること	知っている	8.7	10.5	12	鳥取 13.8	兵庫 4.5

5 支部ごとの認知率(佐賀と全国の比較)

設 問		全国平均 認知率(%)	佐賀支部 認知率(%)	佐賀支部 順位	最高支部 認知率(%)	最低支部 認知率(%)
Q4【医療のかかり方に関する質問】		54.2	51.5	37	山形 62.1	千葉 46.6
Q4-1 紹介状なしで大きな病院を受診すると、特別料金が加算されるケースがあること	知っている	54.9	52.3	35	島根 65.4	秋田 42.2
Q4-2 ハシゴ受診(同じ病気で複数の医療機関を受診すること)は、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与える心配があり、お金もかかること	知っている	46.1	42.5	36	山形 58.3	千葉 31.8
Q4-3 医療機関の診療時間外(夜間・休日)に受診すると割増料金がかかること	知っている	75.0	77.1	14	鹿児島 84.4	群馬 64.3
Q4-4 子どもを病院に連れて行くか迷った場合の救急相談先(小児救急電話相談: #8000)があること	知っている	40.7	34.0	41	高知 53.6	北海道 30.5
Q5【健康保険制度に関する質問】		57.6	57.0	28	鹿児島 68.7	群馬 40.6
Q5-1 【高額療養費】医療費が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた部分が払い戻されること	知っている	80.1	77.1	38	北海道 88.7	富山 70.1
Q5-2 【限度額適用認定証】事前に認定証を申請し、医療機関の窓口に提示することで、1カ月の窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなること	知っている	52.5	55.6	13	鹿児島 68.8	大阪 37.6
Q5-3 【傷病手当金】被保険者が病気やけがのために会社を休み、会社から報酬(給与等)が受けられない場合に支給されること	知っている	54.7	53.6	29	愛媛 67.3	群馬 39.6
Q5-4 【出産育児一時金】出産した場合に、申請することで支給されること	知っている	64.4	63.4	24	鳥取 76.3	愛知 59.1
Q5-5 【出産手当金】被保険者が出産のため会社を休み、会社から報酬(給与等)が受けられない場合に支給されること	知っている	53.1	55.6	13	鳥取 67.1	宮城 43.6
Q5-6 【療養費】やむを得ない事情で、医療機関で保険診療を受けられず、自費で受診した場合、事後的に保険相当額を請求することで支給されること	知っている	40.6	36.6	39	鳥取、鹿児島 51.3	群馬 29.9
全質問項目の単純平均		46.5	45.2	33	鳥取 53.1	群馬 40.6